

第2回古平町議会定例会 第1号

令和8年6月16日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告並びに教育行政報告
- 5 認証第3号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて
〔古平町税条例の一部を改正する条例〕
- 6 認証第4号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて
〔古平町都市計画税条例の一部を改正する条例〕
- 7 議案第29号 古平町定住促進住宅管理条例案
- 8 議案第30号 令和8年度古平町一般会計補正予算（第2号）
- 9 議案第31号 令和8年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）
- 10 議案第32号 古平町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第33号 古平町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 12 報告第1号 事故繰越し繰越計算書について
- 13 同意第1号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 14 同意第2号 古平町農業委員会委員の任命について
- 15 同意第3号 古平町農業委員会委員の任命について
- 16 同意第4号 古平町農業委員会委員の任命について
- 17 同意第5号 古平町農業委員会委員の任命について
- 18 同意第6号 古平町農業委員会委員の任命について
- 19 選挙第1号 後志教育研修センター組合議会議員の選挙について
- 20 陳情第3号 mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止
の意見書提出を求める陳情書
- 21 陳情第4号 「イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を
求める意見書」（案）の採択を求める陳情書
- 22 陳情第5号 「殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書」
（案）の採択を求める陳情書

2 3 陳情第 6 号 「急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書」
(案) の採択を求める陳情書

2 4 一般質問

追加日程第 1 議案第 3 4 号 工事請負契約の締結について

追加日程第 2 議案第 3 5 号 財産の取得について

追加日程第 3 意見第 1 号 イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和
的解決を求める意見書

追加日程第 4 意見第 2 号 急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める
意見書

2 5 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書 (総務文教常任委員会)

2 6 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書 (産業建設常任委員会)

2 7 委員会の閉会中の継続調査申出書 (広報編集常任委員会)

2 8 委員会の閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会)

2 9 委員会の閉会中の継続調査申出書 (泊発電所 3 号機の再稼働に係る調査特
別委員会)

3 0 委員会の閉会中の継続調査申出書 (非核三原則の堅持と法制化審査特別委
員会)

3 1 議員の派遣について

○出席議員 (8 名)

議長 1 0 番 堀	清 君	1 番 工 藤 澄 男 君
2 番 寶 福 勝 哉 君		3 番 中 村 光 広 君
4 番 高 野 俊 和 君		5 番 真 貝 政 昭 君
6 番 梅 野 史 朗 君		7 番 堀 澤 理 恵 君
8 番 山 口 明 生 君		9 番 佐 藤 未知時 君

○欠席議員 (0 名)

○出席説明員

町	長	成 田 昭 彦 君
副 町	長	細 川 正 善 君
教 育	長	三 浦 史 洋 君
総 務 課	長	本 間 克 昭 君
総 合 政 策 課	長	高 野 龍 治 君

総合政策課主幹	坂 下 孝 志 君
総合政策課産業連携室長	小 原 和 之 君
町 民 課 長	五 十 嵐 満 美 君
保 健 福 祉 課 長	和 泉 康 子 君
建 設 水 道 課 主 幹	大 原 康 弘 君
会 計 管 理 者	岩 戸 真 二 君
教 育 次 長	湯 浅 学 君
町立診療所事務長	細 川 武 彦 君
幼児センター所長	三 浦 卓 也 君
総 務 係 長	瀬 野 尾 裕 人 君
財 政 係 長	齋 藤 大 地 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	関 口 央 昌 君
議 事 係 兼 総 務 係	中 島 悟 君

開会 午前 9 時 58 分

◎出席状況報告

○議会事務局長（関口 央昌君）皆さんおはようございます。

若干定刻前ではございますが、全員お揃いですので始めたいと思います。

それでは、本日の会議にあたりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員 10 名全員が出席されております。

説明員は町長以下 16 名の出席でございます。以上です。

◎開会・開議宣告

○議長（堀 清君）ただいまの出席議員は 10 名で定足数に達しております。

よって会議は成立します。

ただいまから令和 8 年第 2 回古平町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程 1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 123 条の規定により、6 番 梅野議員及び 7 番 堀澤議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（堀 清君）ここで、去る 6 月 11 日に開催されました議会運営委員会での決

定事項を、議会運営委員長から報告していただきます。議会運営委員長 工藤 澄男
議員、報告願います。

○議会運営委員長（工藤 澄男君）それでは私の方から、去る 6 月 11 日に開催しま
した議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日 6 月 16 日から 6 月 17 日までの 2 日間とするものです。
議事日程でございますが、お手元に配布の日程表に基づき取り進めるものといたしま
す。次に、本定例会に 4 件上がっております陳情でございますが、陳情第 3 号及び陳
情第 5 号につきましては、所管の総務文教常任委員会に付託するものといたします。
また、陳情第 4 号および陳情第 6 号につきましては、本会議で採択の上、本定例会中
に意見書を提出する運びといたします。

最後に、一般質問でございますが、一般質問は一問一答方式で、質問回数は 1 件に
つき 3 回までとし、質問ごとに質問・答弁、再質問・再答弁、再々質問・再々答弁と
いうように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げ
ますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げまして、委員長報告
といたします。ありがとうございました。

○議長（堀 清君）議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（堀 清君）日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日 6 月 16 日から 6 月 17 日までの 2 日間としたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、会期は本日 6 月 16 日から 6 月 17
日までの 2 日間に決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（堀 清君）日程第 3、諸般の報告を行います。

報告事項は、「令和 7 年度令和 8 年 2 月・3 月・4 月・5 月分、令和 8 年度 4 月 5 月分
例月現金出納検査」結果、「令和 8 年北後志消防組合議会第 1 回臨時会議決結果」、「令
和 8 年北後志衛生施設組合議会第 1 回臨時会」議決結果の 3 件でございます。

内容についてはお手元に配布の資料をもって代えさせていただきます。

○議長（堀 清君）これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 行政報告並びに教育情勢報告

○議長（堀 清君）日程第 4、行政報告並びに教育情勢報告を行います。

最初に行政報告町長どうぞ。

○町長（成田 昭彦君）第 1 回定例会以降の主だった事務事業等の執行状況及びその概要などにつきまして、行政報告をさせていただきます。

まず、町外便バスの有償運行についてでございます。

昨年 12 月 1 日から古平～余市間を無償運行してまいりました町外便バスは、本年 4 月 1 日から運賃一律 800 円（小学生以下半額、小学生未満無償）として有償運行しております。現在の利用者は日平均 4 人程度ですが、交通弱者の日常の足を確保するため、引き続き町外便バスを運行してまいります。

行政情報の周知方法の変更についてでございます。

現在、行政情報の周知方法は、防災行政無線のほか、各町内会を通じての町広報紙、回覧及びチラシを配布する方式で行っております。

しかし、町内会（町内会長）にとっては、配布前に広報紙等を選別する作業が相当な負担となっており、この度、町内会連合会を通じて周知方法に対する改善要望があったところであります。

そこで、町内会の負担軽減を図るため、現在行っている 第 2・第 4 金曜日の回覧とチラシを 7 月 1 日から廃止し、防災行政無線町ホームページ及び LINE スマートフォンアプリを活用した代替方法へ変更することとしました。

町ホームページや LINE を使用するデジタル環境のない方へは、担当課が個別に従来通り紙媒体で配布する対応を行って参ります。

なお、第 4 金曜日に発行しております町広報紙への折込みチラシにつきましては、これまで通り継続いたします。

また、今後予定している防災行政無線の更新時には、同無線の内容を LINE で受け取ることができる機能を付加するかどうかについて、本年度に住民アンケートを実施し判断することではしていましたが、前述したとおり、LINE を先行導入するため、アンケートは実施せず、LINE 対応の更新を進めてまいります。

複合災害における防災計画の見直しについてであります。

昨年 6 月、北海道から「日本海沿岸の地震・津波被害想定」が公表されました。

それによると、本町は北海道西方沖を震源とした地震において、建物被害 440 棟、死者 100 人の甚大な被害が想定されております。

この公表を受け、本町では被害を減らすべく様々な検討をしましたが、地震・津波に対する知見が乏しく、解決策を見出すことができなかったため、北海道へ要請し、地震・津波に精通した専門家を派遣してもらいました。専門家の見解では、現在の防災

計画は公表された被害想定への対応策として、適用しない部分が多々あったため、見直し作業を進めて参りました。年度をまたぎ時間を要しましたが、町民の皆様に説明できるものとなりましたので、7月から順次、各町内会で説明会を開催し、地域住民との合意形成や、関係機関との連携・調整を図って参ります。

春季管理捕獲の実施についてでございます。

ヒグマに対し人への警戒心を植え付け、人里への出没を抑制することを目的とする「春季管理捕獲」を4月25日と5月17日に実施いたしました。

鳥獣被害対策実施隊員が昨年度ヒグマの目撃情報のあった場所を中心にパトロール等を実施しましたが、捕獲には至りませんでした。

しかしながら、道内各地はもとより、近隣町村ではすでに目撃情報が発表されていることから、本町で出没情報があつた際には、速やかに町民の皆様へお知らせするとともに、警察や鳥獣被害対策実施隊員と協力し、被害の防止に努めてまいります。

ふるびら地域応援商品券についてでございます。

物価高騰対策及び町内経済の活性化を目的としている「ふるびら地域応援事業」は、国の重点支援地方交付金を活用して、一世帯当たり2万円の商品券を配布するものです。4月6日から順次、各世帯に送付しております。

現時点では対象世帯1,581世帯のうち1,554世帯に支給済みで、支給率は98.29%となっております。未だ支給できていない世帯には引き続き個別に呼びかけを行って参ります。

また、商品券の使用期限が9月末となっていることから、防災行政無線等で広く周知を行い、未使用が出ないように進めて参ります。

観光応援大使任命式及び町公式ソングお披露目会についてでございます。

5月16日、本複合施設・大ホールにて、演歌歌手である島あきのさんの町観光応援大使任命式及び町公式ソング「古平情炎～天狗の火渡り～」のお披露目会を実施いたしました。会には、町内外から198名の参加者があり、作詞・作曲をした伊藤のりお氏、円香乃氏のトークや、3月4日に行われたレコーディングの映像が流れたほか、島あきのさんが力強い歌声で「古平情炎～天狗の火渡り～」とそのカップリング曲である「あきのの北海自慢（古平編）」を披露いたしました。

島あきのさんには、令和8年度から2年間、本町の観光応援大使として、SNSや様々なイベントで古平町のPRをしていただく予定となっております。

ふるさと納税の状況についてでございます。

令和7年度のふるさと納税の寄附状況は、寄附件数が23,208件、寄附額は3億987万円と、令和6年度から2割程度減少しました。

この要因は、物価高騰の影響により、他市町村の米や生活必需品などの返礼品に多くの寄附が流れてしまったものと分析しております。

また、総務省は令和 11 年度までに寄附金額にかかる費用の割合を現行の 50%から 40%に段階的に引き下げることを決定しており、ふるさと納税に係るルール的大幅な改正を行うこととしています。このことから、返礼品納入事業者への説明会を 4 月 27 日に実施し、ルール等の順守について確認を行っております。

令和 8 年度のふるさと納税の寄附状況も、ルールの改正等により厳しい状況が予想されますが、各ポータルサイトのページの更新や新たな返礼品の追加を行うとともに、返礼品納入業者、観光協会及び魅力発信を任務とする地域おこし協力隊と連携し、本町の特産品の知名度向上に努めてまいります。

子ども・子育て支援金についてでございます。

本支援金は、国による子育て支援策拡充の財源とするため、健康保険に加入する全ての世代の被保険者及び事業主に負担を求めるという新たな仕組みであります。

本町の国民健康保険及び後期高齢者医療保険の加入者につきましても、令和 8 年 4 月から保険税または保険料に上乗せする形で徴収が始まります。

これにより、年間の賦課額は国民健康保険で一世帯当たり平均約 3,600 円、後期高齢者医療保険は一人当たり平均約 2,400 円と試算されております。

本町の国民保険税につきまして、本定例会において、賦課限度額の引き上げ及び軽減基準対象者の拡充とともに、本支援金についての条例改正案を提案しております。

上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

次に、予防接種の定期接種化への追加についてでございます。

今年度、二つ予防接種が定期接種化されました。一つ目は RS ウイルス感染症予防接種で、4 月 1 日から定期化されました。妊婦の方が接種することにより、母親の抗体が子に移行することで、出生後の乳幼児の RS ウイルス感染による下気道感染症に予防効果が認められるものです。

二つ目は、75 歳以上の方が対象の高齢者向けの高用量インフルエンザワクチンで、10 月 1 日から定期化されます。通常の 4 倍量の抗原が配合されており、接種することによりインフルエンザの重症化リスクの上昇を抑えることが認められております。

これらに対する本町の自己負担額は、今後、国の助成金や近隣町村の状況を考慮した上で決定いたします。詳細が決まりましたら、町民の皆様への情報提供とスムーズな接種体制の確保に努めて参ります。

熱中症対策についてでございます。

去る 6 月 1 日、早くも食中毒警報第 1 号が発令されたところであります。

今年の夏も猛暑が予定されておりますが、町内で熱中症による死傷者を発生させないため、気候変動適応法第 21 条に基づく指定暑熱避難施設 3 か所と、同法に基づかない独自避難施設 5 か所を昨年と同様に指定し、熱中症警戒アラートが発令された際には、町民の皆様が一時避難できるよう開放いたします。今後も施設開放の周知とともに、熱中症に対する注意喚起を図ってまいります。

住民健診受診状況についてでございます。

5 月 24 日、26 日に本複合施設にて住民セット健診を実施いたしました。

健康診断については 120 名の受診があり、対前年比 96.8%と微減となりましたが、5 がん検診については合計 393 名の受診で前年度比 107.1%と微増となりました。

今後も受診率向上のため、受診勧奨に努めてまいります。

町立診療所及び介護医療員についてでございます。

町立診療所では、5 月から転倒を防止するため、玄関でスリッパに履き替えず靴のまま同所内に入れるよう変更いたしました。来所者からは好意的な声が多く寄せられております。また、第二診察室は現在カーテンで仕切っておりますが、診察時の声が処置室に漏れることがあるため、プライバシー保護の観点から、遮音性の高いアコーディオンドアへの改修を予定しております。今後も患者様が安心して受診できるよう環境整備に努めてまいります。

介護医療院は現在 18 人が入所し、満床となっております。令和 7 年度の療養所の平均稼働率は 97.5%となり、令和 5 年度と比較し約 5%上昇いたしました。

希望する方が切れ目なく入所し、療養生活が送れるよう入退所支援を行うとともに、収益確保のために稼働率の維持と介護報酬に係る各種加算の取得に努めてまいります。会議などの開催状況及び事業概要については資料 1 に、各種工事委託業務の発注状況については資料 2 に、それぞれ取りまとめいたしましたので、後ほどご覧ください。

最後に、本定例会に付議します案件は、専決処分の承認 2 件、条例制定案 1 件、補正予算案 2 件、条例改正案 1 件、計画の変更 1 件、報告一件、人事案件 6 件、選挙 1 件の合計 15 件であります。

これらの案件につきましては、ご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上申し上げ、行政報告といたします。

○議長（堀 清君）行政報告が終わりましたので、次に教育行政報告を教育長どうぞ。

○教育長（三浦 史洋君）令和 8 年第 2 回定例会の開会にあたり、前回定例会以降の

諸般につきまして、教育行政報告を申し上げます。

初めに学校教育活動等についてです。

4月3日、今年度転入した教職員4人に対する辞令交付式を複合施設大ホールで行っております。管理職では小学校校長の異動がありました。子どもたちのため、学校経営にリーダーシップを取り、活躍されることを期待します。

令和8年度入学式は4月6日午前に小学校で、午後に中学校で挙行されました。

新入生は小学校8人、中学校14人です。古平小学校全児童72人、教職員17人、古平中学校全生徒39人、教職員15人で新年度をスタートいたします。

4月23日、全国学力・学習状況調査を小学校第6学年及び中学校第3学年を対象に実施しました。調査する教科は、小6が国語と算数、中3が国語、数学及び英語です。

当町では小6が14人、中3は12人が参加しております。

調査結果については、7月以降、文部科学省から複数回に分けて公表され、11月頃には同協議会から北海道版結果報告書が公表される予定です。

中学校の修学旅行は3年生12人が参加して、5月13日から15日までの3日間の行程で、青森県青森市、弘前市、岩手県盛岡市、一関市、平泉町を訪問しております。ねぶたの家ワ・ラッセ、三内丸山遺跡、狛鼻溪舟下り、中尊寺見学など、生徒にとってこの3日間は一瞬にして永遠の思い出となることでしょう。

小学校の修学旅行は6年生15人が今週17、18日の2日間、函館市を訪問します。

市内での自主研修や夜景見学、五稜郭公園や大船遺跡見学など、集団による共同生活を通して様々な活動に取り組む態度を身につけてほしいと思います。

5月23日に小学校大運動会が開かれました。全校児童72人全員が出場して、スローガン「一生懸命にがんばり 声かけMAX!!自分を限界突破!」のもと、徒競走に始まり、大玉転がし、デカパンリレー、南中ソーラン、取りは紅白対抗リレー等々、子供たち一人一人が力いっぱい走ったり踊ったりする姿がとても輝いて見えました。

6月1日、中学校陸上記録会が行われました。トラック種目は女子800m、男子1,500m、フィールド種目は走り幅跳びや高跳び、ボール投げ。前の週に小学校運動会を見たこともあり、中学生になったら足も速く、体力も格段につくものだと感心しました。真剣に取り組みながらもどこか楽しんでいる様子が見て取れ、生徒たちの健やかな成長が見て取れました。令和7年度実施の小中一人一台端末更新事業は、3月下旬に納品を済ませ、令和8年4月1日から供用を開始しております。デジタル学習ツールとして最大限活用して豊かな学びを充実させることが重要です。

今年度より新たなAIドリル「Qubena(キュービナ)」を4月1日に導入しました。

この教材は、一人ひとりの学習履歴が自動的に蓄積され、個別学習に取り組んだ児童

生徒の学習理解度に応じた問題に取り組むことができるため、基礎学力の向上や苦手分野の克服に大いに期待するところです。

2 学校給食についてです。

地場産食材の令和7年度使用実績は45品目となりました。8年度も引き続き、農畜産物や海産物について、一品でも多くの地場産を使用した給食提供に努めます。

また、給食施設・設備の衛生管理に関しては、今年度の細菌検査業務委託及び各種設備点検を4月1日に契約しております。引き続き、学校給食の安全安心を徹底いたします。

3 生涯学習スポーツについてです。

少年少女わんぱく王国は8年度の第1回を5月30日に開催、8人が参加して、開講式と紙芝居による「水辺の安全教室」を行いました。この後、クリーンフェスティバルに合流しています。高齢者教室たけなわ学級は、第1回を5月30日に開催、21人が参加して、開講式の後、クリーンフェスティバルに合流しました。5月30日、

「2026 B&G クリーンフェスティバル」が行われました。雨上がりの肌寒さにも関わらず、152人に参加していただき、ゴミ拾いの総回収重量は180kgでした。「例年に比べゴミが少なかった。」「小さなゴミが多かったが、思ったより街は綺麗だった」との声がありました。

海洋センター電気設備改修工事は入札を7月23日に執行。その結果は次の通りです。令和8年度古平町B&G海洋センター電気設備改修工事、契約の相手方 有限会社山本電気、請負代、金額341万円。工期 令和8年4月23日から令和8年11月30日まで。

古平町図書館の利用状況についてです。

令和7年度の実績は、延べ貸出者数1,114人、貸出冊数4,292冊、来館者数21,631人、図書館利用カード作成者総数364人、蔵書数は17,293冊となっております。

道の駅の効果で来館者数は前年度比149%です。たくさんのご利用、誠にありがとうございました。なお、図書の日焼け防止のために、紫外線カットフィルムを4月23日に図書館西側の窓に貼り付けました。今年度も工夫を重ねて町民に愛される施設づくりを進めます。

町民皆様の健康づくりの習慣化を目的とした健康ポイント事業は、開始4年目の令和7年度は満点25ポイントを集めた方が38人もおられました。今年度は5月末日時点54の方が登録し、参加されております。今後もイベント等で事業周知を図りながら取り組んでまいります。

以上、議員各位ならびに町民の皆様のご理解とご協力を今後ともお願い申し上げます。

て、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については、資料 1 に取りまとめましたので、後ほどご高覧ください。

○議長（堀 清君）以上で教育行政報告を終わります。

◎日程第 5 承認第 3 号

○議長（堀 清君）日程第 5、承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐 満美君）ただいま上程されました承認第 3 号専決処分第 3 号の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、古平町税条例の一部を改正する条例ですが、3 月 31 日までに制定しなければならなかったもので、地方自治法 179 条第一項の規定をもって専決処分をし、ここに承認を求めるものでございます。改正内容につきましては、説明資料で説明させていただきます。横置きの説明資料 1 ページをお開きください。

町税条例一部改正の概要を説明させていただきます。1 としまして、改正の趣旨でございます。令和 8 年度税制改正を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に成立、同日公布されたことに伴い、町税条例及び都市計画税条例に所要の改正をするものでございます。

2 としまして、主な改正内容でございます。主な改正内容一点目は軽自動車税です。軽自動車税の環境性能割廃止に伴う文言の修正となっております。環境性能割につきましては、令和元年度から軽自動車種別割と環境性能割に二つに分かれた課税方式となりましたが、令和 8 年度から環境性能割については廃止となります。

二点目は固定資産税です。固定資産税の法定免税点を次のように改めます。土地については変わりございません。家屋について免税点が現在 20 万円のものを 30 万円に上げます。償却資産につきましては 30 万円上がりまして 180 万円となります。

これによる町内の影響件数につきましては、家屋・償却を合わせまして 37 件、27 万円余りが課税した課税が非課税となる影響が出る模様です。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので質疑を終わります。これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) 討論が無いようですので討論を終わります。

これから承認第三号専決処分第三号の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。よって本案は承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第3号

○議長(堀 清君) 日程第6、承認第3号専決処分(第4号)の承認を求めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長(五十嵐 満美君) ただいま上程されました承認第4号、専決処分(第4号)の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、古平町都市計画税条例の一部を改正する条例でございますが、固定資産税と連動する関係上、先ほどの税条例同様に3月31日までに制定しなければならなかったもので、専決処分をし、ここに承認を求めるものでございます。

こちら説明資料で説明させていただきます。説明資料31ページをお開きください。

新旧対照表を載せてございます。

改正内容は、改正前と後で見ていただくとおり、法律改正による法のずれの改正と下段以降につきましては、文言の改正が主なものとなっております。

本改正条例の施行日は令和8年4月1日としております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) 無いようですので質疑を終わります。

○議長(堀 清君) これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) 無いようですので討論を終わります。

○議長(堀 清君) これから承認第4号 専決処分(第4号)の承認を求めることについて採決します。お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第 7 議案第 29 号

○議長（堀 清君）日程第 7、議案第 29 号古平町定住促進住宅管理条例案についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（本間 克昭君）ただ今上程されました議案第 29 号古平町定住促進住宅管理条例案について提案理由の説明をいたします。議案の 17 ページから 23 ページ、それと横長の説明資料 35 ページで説明させていただきます。

本条例案は令和 8 年 1 月の議会全員協議会で説明させていただき、令和 8 年第 2 回臨時会で修繕費を、第 3 回臨時会で購入費の議決をいただいた定住促進住宅について、その設置及び管理に関し必要な事項を規定するものでございます。

それでは、条例の概要を説明いたしますので、説明資料の 35 ページをご覧ください。一、制定の趣旨ですが、町内の雇用の安定及び定住促進を図る古平町定住促進住宅について、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

二、対象住宅ですが、定住促進住宅 1 号棟、これにつきましては旧古平高校教職員住宅で 1 棟 4 戸の建物でございます。それと定住促進住宅 2 号棟、これにつきましては、旧古平高校校長住宅の 1 戸でございます。この 2 棟でございます。

三、募集方法および家賃ですが、募集は原則、公募により行い、家賃は別表で定めることとしております。家賃については後ほどご説明申し上げます。

四、入居の決定手続きですが、入居の決定は入居資格を満たす者から決定し、入居希望者が公募戸数を超えた場合には、選考委員会の意見を聞いて決定することとしてございます。また、連帯保証人を付して所定の手続きを行うこととしてございます。

施行日は令和 8 年 4 月 1 日としてございます。

それでは、条例の内容を説明いたしますので、議案の 18 ページをご覧ください。

第 1 条でこの条例の目的、第 2 条で定住促進住宅の設置、第 3 条で名称及び位置を規定してございます。第 4 条で入居の公募を規定してございます。

これにつきましては、町の広報、防災無線、ホームページ、複合施設等における掲示等から 2 つ以上の方法で行うよう規定してございます。

第 5 条公募の例外で、災害や職場の移動による人の入れ替わりなど、公募によらず入居できる旨を規定してございます。

第 6 条入居者の資格で資格といたしまして、住民登録を有する者、または有することになること、税等の滞納がないこと、暴力団員ではないことを規定してございます。

第 7 条で入居の申し込み及び決定、第 8 条で入居の手続き、第 9 条で同居の承認と、

第10条で入居の継承など、手続きに関する事項を規定してございます。

第11条で家賃を規定してございます。23ページの別表をご覧ください。

定住促進住宅1号棟1棟4戸の方ですが、月額29,720円、定住促進住宅2号棟1戸の方ですが、これにつきましては月額28,100円としてございます。

これにつきましては、町有施設同様に評価額から算出額算出した額に除雪費や浄化槽維持など管理費を上乗せしたものでございます。20ページに戻ってください。第12条家賃の減免または徴収猶予、第13条で家賃の納付、第14条で敷金、第15条で修繕費の負担、第16条で入居者の費用負担義務で家賃や敷金など費用負担に関することを規定してございます。なお、敷金につきましては家賃の3ヶ月分としてございます。第17条入居者の管理義務。第18条迷惑行為の禁止。第19条転退等の禁止。第20条用途変更の制限、第21条模様替え等の禁止。第22条住宅の検査 第23条住宅の明け渡し請求 第24条立ち入り検査で管理に関することを規定してございます。第25条罰則で不正により家賃の徴収を免れた場合、その家賃の5倍の過料を科すことを規定してございます。26条につきましては、委任規定でございます。附則で施行日を令和8年7月1日と規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

○5番（真貝 政昭君）町営住宅の入居基準とは明らかに区別してね、定住促進っていう名称で、しかも現在、会計年度任用職員が入居している一戸建ての住宅と、それから二階建ての四戸、一戸建てですね。かつて古高教員が入居していた建物を購入するということで、一般町民対象ではなく、町外から古平町に定住すると、そういう目的で条例が設置されるわけだけどもね。具体的にはどういう職種というか、を想定していくのか、これが今回の二棟だけにとどまるものなのか、さらに新築等も含めて拡大していくものかお伺いするんだけど、とりあえずですか、あの職種としては、町職員を含めた会計年度任用職員、それから地域協力隊というところらへんをね、想定してるのか、さらに新規就農者等も考慮に入れて念頭に入れて考えておられるのか、具体的な入居者の身分というか、位置づけっていうものをはっきりさせた方が、町民にとって分かりやすいのではないかというふうに思うんですが、どのようなご計画なのか伺います。

○総務課長（本間 克昭君）まず一点目の、どういう職種を想定しているのかということなんですけども、まず第一として、交付金、起債等いろいろな関係がありますの

で、職種は絞ってございせんが、あくまで町外から町内に定住することを目的としてございす。ただ、主な職種といたしましては、例えば町職員を採用する際でも、町外から古平町に就職する際に古平町に住んでもらうことを条件としているんですが、実際住宅等空いてないという問題も起きてございました。

それで町職員に関しましても、町外からの定住であれば受け入れたいと考えてございす。それともう一点、新規就農者等なんですけども、町外からの定住であれば条件としては当てはまります。今現在の二棟のほか、今後新築等は考えているのかということなんですけども、現時点ではこの二棟のみを考えてございす。

〇5 番（真貝 政昭君） 例えば新規就農だとかね、そういう目的でなくて、Uターンとか、いろんな形がありますよね。そういう人たちが古平町にこれから住もうとするのであれば広く対象者が広がるはずですよ。

だから一般町営住宅と同じような扱いに見られてもおかしくないっていう懸念があります。明らかに町営住宅とこういう定住促進住宅っていう区別するのであれば、もっと町民に分かりやすい形で混乱が起きないような形で、規則なり作るんでしょうけども、そういうふうに進めるべきだと思うんですけども、それについてはどうお考えでしょうか。

〇総務課長（本間 克昭君） 町営住宅との大きな違いなんですけども、まず一点目としては、町外からの定住が条件であることと、収入・所得の基準を設けていないことが特徴でございす。町営住宅でありますと、例えば社会人枠等で町内に移住してくる場合には、町営住宅は条件的に入れなかったりします。それで今回、ここでは職等の条件は設けてございせん。

〇5 番（真貝 政昭君） そうであればね、以前と同じですよ。例えば町内にね、知り合いがいて、住民票を移しちゃえば町民として認めて、町営住宅に入居できたんですけども、今回の説明ですと、いきなり定住促進住宅に申し込むことができると、そういう形になりますよね。

だから定住の目的が漠然としているようであれば、こういうふうに取り決める必要はないのではないかというふうに思うんですよ。目的をはっきりさせて、決めていった方がいいのではないかというふうに思っているものですから、そういう質問をしたわけです。

〇総務課長（本間 克昭君） 定住促進住宅の目的なんですけども、定住を目的としてございす。就職のため、古平町に住むための住宅でございす。それで、先ほど申し上げましたが、町営住宅との違いは、所得要件で入れないということはございせんので、あくまで目的に合致していれば定住促進住宅は入れるという形になってござ

います。

○議長（堀 清君）他に質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）これから議案第 29 号 古平町定住促進住宅管理条例案を採決します。お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第 8 議案第 30 号

○議長（堀 清君）日程第 8、議案第 30 号、令和 8 年度古平町一般会計補正予算第 2 号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（本間 克昭君）ただ今上程されました議案第 30 号、令和 8 年度古平町一般会計補正予算第 2 号について、提案理由の説明をいたします。

議案の 25 ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ 2,861 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 4,261 万 7,000 円とするものでございます。

第二項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表歳入歳出予算補正によります。

なお、議案の 26 ページ、27 ページが歳入、28 ページ、29 ページが歳出でございます。議案 25 ページに戻っていただき、第 2 条として地方債の補正を規定してございます。30 ページ第二表地方債補正をご覧ください。公営住宅除却工事請負費にかかる社会資本整備総合交付金地域住宅関連事業に対する 390 万円が不交付となったことから、その一部 30 万円を起債で賄うため補正するものでございます。

以上、第一表、第二表が地方自治法で定められた議会での議決事項でございます。

それでは、第一表の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第 30 号説明資料をご覧ください。縦長の資料でございます。

歳出から説明いたしますので、6 ページ、7 ページをお開きください。予算科目の項ごとに説明いたします。

二款総務費、一項総務管理費、既定の予算に 257 万 9,000 円を追加し、4 億 7,600 万 3,000 円とするものでございます。

五目財産管理費につきましては、定住促進住宅に関わるもので、共用部分に関わる消耗品や光熱水費、それと火災保険料のほか、除排雪や草刈りなどの委託料、消火器の購入で 207 万 5,000 円を計上してございます。

六目企画費につきましては、五月の強風で近隣の住宅に危険を及ぼす恐れのある入船にある空き家の安全措置を講ずるため、作業手数料 50 万 4,000 円を計上するものでございます。

三項戸籍住民基本台帳費、既定の予算に 184 万 8,000 円を追加し、1,120 万 6,000 円とするものでございます。

戸籍附表システムの改修業務に係る委託料で、全額国庫補助となつてございます。

三款民生費、三項国民年金推進費、既定の予算に 34 万 7,000 円を追加し、70 万 9,000 円とするものでございます。

育児期間の保険料免除対応に伴う国民年金システム改修業務委託料で、これにつきましても全額国からの受託金で賄われます。

五款農林水産業費 四項 漁港費 既定の予算に 96 万 9,000 円を追加し、1,026 万 7,000 円とするものでございます。

道からの補助金で実施している海岸漂着物の処理と、群来町の海岸に漂着した二頭のトドを処理するための委託料でございます。8 ページ、9 ページをお開きください。

六款商工費 一項商工費 既定の予算に 2,050 万円を追加し、3 億 796 万 4,000 円とするものでございます。道の駅で販売する商品開発のための業務手数料 534 万 6,000 円、道の駅で販売する商品の認知度向上施策のための委託料 465 万 4,000 円を追加するものでございます。この二件につきましては、全額国庫補助となつてございます。

次に、古平町観光協会観光振興事業補助金 1,050 万円の追加でございます。

観光協会が実施する体験型観光事業、宣伝誘致対策事業、観光販促物制作事業を実施するための補助金でございます。

七款土木費 五項住宅費 財源構成でございます。住宅解体に当初予定しておりました国庫補助 390 万円が不交付となったことから、30 万円を地方債、残り 360 万円を一般財源に財源構成するものでございます。

九款教育費 四項 学校総合給食運営費 既定の予算に 94 万 6,000 円を追加し、1,729 万 7,000 円とするものでございます。給食センターエアコンの修繕費でございます。

六項保健体育費 既定の予算に 142 万 8,000 円を追加し、3,426 万 6,000 円とするものでございます。

海洋センターインストラクター養成の研修地が決定し、負担金の額が決定いたしましたので、普通旅費を 37 万 9,000 円増額するものでございます。それともう一点が、雪害等により破損した海洋センター軒天等の修繕で、修繕料 104 万 9,000 円を増額するものでございます。

次に、歳入を説明いたします。

二ページ、三ページをお開きください。

十一款使用料及び手数料 一項使用料 既定の予算に 132 万 2,000 円を追加し、2,970 万 2,000 円とするものでございます。定住促進住宅使用料、家賃に関わる部分 132 万 2,000 円を追加するものでございます。

十二款国庫支出金 二項国庫補助金 既定の予算に 836 万 7,000 円を追加し、1 億 6,728 万 9,000 円とするものでございます。社会保障税番号システム整備費補助金 184 万 8,000 円の追加で、歳出でご説明いたしました戸籍附表システム改修にかかるものでございます。社会資本整備総合交付金（地域住宅関連事業）、390 万円の減額です。

歳出でご説明したとおり住宅解体にかかる部分が不交付になったものでございます。海岸漂着物等地域対策事業補助金 41 万 9,000 円の追加で、海岸漂着物処理に対する補助金でございます。農林漁村振興交付金 1,000 万円の追加で、歳出でご説明いたしました地域産品開発業務手数料委託料にかかるものでございます。三項委託金 既定の予算に 34 万 7,000 円を追加し、151 万 4,000 円とするものでございます。国民年金事務費交付金、34 万 7,000 円の増額で、歳出でご説明いたしました育児期間の保険料免除に伴う国民年金システム改修業務にかかるものでございます。

十五款寄附金 一項寄附金 既定の予算に 1,000 万円を追加し、3 億 3,000 万 1,000 円とするものでございます。

株式会社福津組様から地域振興のため 1,000 万円の寄附があったものでございます。

十六款繰入金 一項基金繰入金 既定の予算に 700 万円を追加し、4 億 8,400 万 1,000 円とするものでございます。財政調整基金繰入金 700 万円の増額で、今回の補正に伴う財源調整でございます。

十八款諸収入 四項雑入 既定の予算に 128 万 1,000 円を追加し、1,903 万 6,000 円とするものでございます。定住促進住宅の敷金を 44 万円追加し、今回の補正の財源調整といたしまして、その他収入を 84 万 1,000 円増額するものでございます。

19 款町債、一項町債、既定の予算に 30 万円を追加し、3 億 2,760 万円とするものでございます。公営住宅除却事業債 30 万円を増額するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

○2 番（山口 明生君）歳出のところで、観光費の負担金補助及び交付金。9 ページですね。1,050 万円の金額になっているんです。これの財源を教えてください。

○総務課長（本間 克昭君）これにつきましては、先ほど申し上げた寄付金 1,000 万円を受けた時に、地域振興ということで、それで受け取る際に観光という部分の声がありましたので、それを反映させたものでございます。

○2 番（山口 明生君）これ 1,050 万円って結構大きい額なんですけどね。

あの、ざっくりでもいいんですけど、具体的にどういうところに使われるのか教えてください。

○産業連携室長（小原 和之君）ただいまのご質問、1,000 万円の内訳ということで、観光協会より予算計画書の方で上がってきております。地域文化資源活用事業費ということで 130 万円ほど、民族資料室の方、現在ある民族資料室の方に稲倉石鉾山の展示物を増やしたいという部分で 130 万円ほど、宣伝誘致対策事業費として 490 万円ほど。内訳が関東圏の読売新聞に町の広告を出すということで 55 万円、備品購入費で、今、『ふるっぴ〜』の着ぐるみがあるんですけども、そちらを新しくすること、それと観光 PR 用の撮影のドローンを購入すること、そちらで 300 万円ほど。販売観光販促物制作事業費ということで、こちらのノベルティの制作ですとか、販売商品の制作費、こちらにノベルティの制作費がボールペンですとか、マスキングテープ、うちわ等を作るのに 60 万円ほど。販売商品ということで、ポシェットですとかキーホルダー、これ『ふるっぴ〜』のものなんですけど、そういったものを作るのに 220 万円ほど。事務費で 80 万円ほどで、大体合計で 1,000 万円程度というふうになっております。

○7 番（堀澤 理恵君）7 番堀澤です。6 ページの歳出の企画費のところなんですけど、入船町の空き家 504 万円、こちら差し支えなければ、場所とどういった内容かを教えてください。

○総合政策課長（高野 龍治君）場所につきましては、入船町で、ちょっと目的物が分かりづらいところですが、国道からみどり公園の横をずっと下りて行って、みどり公園を過ぎまして一つ目の交差点を過ぎたあたりの海と奥の方に向かって右手の建物です。詳細な場所につきましては図面で後ほどお伝えしたいと思います。この緊急措置の内容なんですけども、建物に向かって右側の外壁が崩れておりました。瓦礫がもう散乱して、強風が吹きますと瓦礫が隣の家に飛んでいくような状態でありました。それと奥の方はもう既に損傷して瓦礫もたくさんあり、それがさらに拡大したような形に

なっておりましてので、このまま放置しておくとは様々な問題が起きる可能性がありますので、ブルーシートなどで緊急的に養生しております。

○5 番（真貝 政昭君）説明書の 9 ページで質問します。観光費の負担金補助及び交付金です。古平町観光協会観光振興事業補助金が新規で計上されています。記憶によれば、観光協会にこういうふうに予算化されたっていうのは久しくされてなかったような。で、観光協会そのもの有名無実のような実態だったのではないかというふうに思ってるんですけども、改めてね、新規でこのように予算化するのであれば観光協会というのが、私の記憶では商工会にあったような気がするんですけども、事務局はどこに置かれてるのか、役場なのかそれとも別な場所があってそこが受け皿となっているのか、事業費を受け取るわけですけども、これからの事業展開もそこを中心にしてやられると思うんですけど。内容については先ほど課長から説明がありましたので、後で一覧でね、いただきたいなと思っています。

○産業連携室長（小原 和之君）ただいまのご質問ですけども、事務局としましては、現在、森さんが事務局長として役場の方からちょっと離れた形で、観光協会として進んでおりますけども、事務室的には今役場を使っております。実際、観光協会の事務室を今現在探しているところでありまして、ただ、なかなかそのいい場所も見つからないところがございます。なので、今現在は役場の観光商工観光課の場所を使って今事務室を置いております。

○5 番（真貝 政昭君）古平町は観光方面にほとんど力が入っていなかったといえ、そのような状況でしたよね。だから、そういう点から考えると、新たなものを作り出していくっていう段階、スタートラインに立ったのではないかっていうふうに思ってます。担当の方も事務局の方も採用されていますので、今後に期待したいと思うんですけども、具体的な方針とかはこれからなのか、どのような形で町側とね、連携をとっていくのか、そのスケジュールを説明できれば伺いたいと思います。

○副町長（細川 正善君）真貝議員の質問にお答えします。産業連携室長の補足になるんですが、確かに今まで観光協会は役場が事務局を担っておりました。ただ、昨年度の駅もでき、古平町に観光客がたくさん入ってくるようになりましたので、新たに事務局長を昨年まで地域おこし協力隊だった森さんという方を事務局長にし、さらに新たに宮本さんという方を地域おこし協力隊として観光協会の事務局員としてやっていただくと。そうやって役場から切り離して観光に少し力を入れようということで事務局体制を一新いたしました。事務局体制を一新して、いろいろ要求があった中で、今回の 1,050 万円を補正させていただき、観光に力を入れていこうとしております。先ほど室長の方からもあったように、今は役場に事務局を置いておりますが、町内の

いい場所に事務局を設けたいなということで、現在ある団体と交渉も進めているところでございます。

○議長（堀 清君）他にございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので質疑を終わります。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）これから議案第 30 号令和 8 年度古平町一般会計補正予算第 2 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（堀 清君）暫時休憩します。

11：15 休憩

11：29 再開

○議長（堀 清君）休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 9 議案第 31 号

○議長（堀 清君）日程第 9 議案第 31 号令和 8 年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐 満美君）ただいま上程されました議案第 31 号令和 8 年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12 万 8,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 8,502 万 8,000 円とするものでございます。

それでは、歳出の方から説明いたします。説明資料最後のページになります。14 ページ、15 ページをお開きください。一款一項総務管理費既定の予算に 12 万 8,000 円を追加し、予算額 793 万 2,000 円とするものでございます。後期高齢者の健康診断受診率向上の策として、うみのまちクリニックに通院されている方の検査内容について、本人同意のもと提供を受け、健康診断データに引用するもので、データ移行業務を委託するための経費です。続きまして歳入です。一ページ戻りまして、12 ページ 13 ページになります。

五款三項受託事業収入 12 万 8,000 円を追加し、81 万 6,000 円とするもので、歳出の

委託料が後期高齢者医療広域連合から受託事業受託事業収入として補填されます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので質疑を終わります。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）これから議案第 31 号令和 8 年度古平町後期高齢者特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 32 号

○議長（堀 清君）日程第 10、議案第 32 号古平町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐 満美君）ただいま上程されました議案第 32 号古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。本件につきましては、主な改正点が二点ございます。一点目は、課税の区分に子ども子育て支援納付金分が追加されること、二点目は、例年同様の課税限度額の引き上げ及び軽減対象の拡大でございます。本件に関しましては、去る 6 月 5 日、国民健康保険税審議会を開催し、条例改正内容についての諮問を行ったところ、諮問通りの答申をいただいています。それでは説明資料で説明いたします。説明資料 37 ページをご覧ください。一点目の子ども子育て支援納付金の追加です。こちらについては、昨年 11 月の議員全員協議会において、令和 8 年度からの適用分としまして、概要の説明をさせていただきました。少子化対策の財源とするため、国保も含めた全ての医療保険料に上乗せして負担いただく法定の制度となっており、国保の税率については北海道から示されているものとなります。続きまして、二点目、賦課限度額の引き上げ追加についてです。医療保険分について限度額を 1 万円引き上げ 67 万円、後期高齢者支援分及

び介護保険分は据え置きとなりまして、子ども子育て支援分が課税区分に追加されましたので、こちらは限度額が新たに設定され3万円となっております。

続いて、軽減基準額の拡充についてです。5割軽減において、基準額算定の30万5,000円×被保険者数を31万円に、二割軽減では56万円を57万円に改正するもので、いずれも軽減判定所得の基準額を引き上げることによって、五割・二割軽減世帯の対象を拡充する内容となっております。その他、外国人の前納制度の創設です。外国から転入し、季節雇用等で課税された後に転出し、国保税が未納となるケースが全国的に増えており、収納率の低下を防ぐための制度です。国保税が課税された際に全額を前払いしていただくというものになります。古平町においては、社会保険に加入する技能実習生がほとんどですので、この制度が適用になるケースは現在のところありません。今回の一部改正による影響額については、次のページで調定額ベースで計算した影響額の参考値を載せてございます。確定賦課では数値の変更がございましたが、後ほどご参照いただければと思います。これらの改正は、今年度以降分の国民健康保険税から適用することとしております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝 政昭君）説明資料37ページの子ども子育て支援納付金の追加ということで伺います。前回の全員協議会は欠席して、その後課長から説明を受けたんですけども、改めて伺いたいことはですね、この子ども子育て支援納付金が令和8年度、今年度から始まるんですけどね、新聞報道によりますと、今年を初年度として三か年に渡って負担を引き上げていくっていうふうになっています。古平町の場合は今日の行政報告を見ますと国民健康保険税につきましては、一人当たり、一世帯当たりの平均が約3,600円の負担というふうになってます。高齢者医療保険の方は平均一人当たり2,400円と。二人ですと4,800円っていうふうになりますよね。で、あの新聞報道によりますと機械的に計算された数字ですけども、国民健康保険料については今年度は一人当たり平均で4,200円。古平町の数字は忘れてください。2027年度、来年度は5,400円、それから2028年度は7,200円、一人当たりです。で、二人だと、これが二倍、それから三人世帯だと三倍っていうふうになりますよね。古平町の場合は平均で計算が出てますけども、来年度、再来年度の国民健康保険税、子ども子育て支援分、それから後期高齢者分で計算はされてるのでしょうか。

○町民課長（五十嵐 満美君）現在、令和8年度の賦課作業を行っているところでし

て、具体的な数字はわかりません。今、真貝議員の説明の金額もちよっと古平町とはかけ離れた金額だと思います。来年度以降についてもちよっと想定はしておりませんので、金額は明示できません。

○5 番（真貝 政昭君）もう一つ伺いますけども、前回の全員協議会で出された、今回の資料でもいいんですけども、所得に対する付加率がありますよね。それから所得から控除額引いて付加率をかけますけども、この控除額っていうのは一人一人計算されるわけですか。それとも、例えば二人いた場合、二人の合算所得からこれだけを引くのか、それとも三人世帯であれば三人の合算所得からこれを引くのか、それぞれの額から引くのかっていうのを伺いたと思います。

○町民課長（五十嵐 満美君）所得割の計算方法かと思いますが、まず収入から所得出すまでにいろんな控除がされまして、所得が出ます。それから一人 43 万円が引かれます。それに対して所得割の率をそれぞれかける計算になりまして、一人一人、二人収入があれば二人の所得割の計算が別々になりますので、二人いるとそれぞれから所得から 43 万円引いたものに所得割の率がかけられます。三人いれば同じように三人分所得から 43 万円引いたものに対してっていうのが繰り返されて、一人分ずつ計算されて合算されるのが年額になります。

○議長（堀 清君）他にございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので質疑を終わります。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか。

○5 番（真貝 政昭君）今回の国保税に関する条例改正なんですけども、反対の立場から意見を述べたいと思います。一点目は説明資料にありますように、外国人に対する対応で、古平町の場合は対象者はとりあえずいないということなんですけども、加入する段階で全額納付するっていうのがいかに酷なことなのかっていうことがね、日頃の国保税を負担してる我々からするとね、なんでこんなバカなことをやったのかと、この政府がですね、そういう考えで反対するものです。それと国民健康保険税が他の健康保険と違うのはですね、非常に負担の度合いが極めて強いということです。かつては国民健康保険会計というのは、保険料と窓口負担とそれから国の補助でなっていたんですけども、全体の額の 45%を国が持っていたのが、現在では 25%まで下がっているということです。その分、国民健康保険税が非常に高くなっているということです。極めて家計を破綻させるくらいの負担だということです。

そういう前提で申し上げますけども、今回の子ども子育て支援というのは、国民健康保険に加入している人は、収入が非常に不安定な方たちと年金暮らしの方が主に占

めているわけですね。ところが、年金っていうのはここ数年ですね、下がり続けてね、物価高に追いつか無いような状況が出ています。今回、国の方も年金の支給をある程度見ましたが、それでも間に合わないという状況です。この子ども子育てというね、全く関係のない健康保険と全く関係ないことを付加するっていうのはとんでもない発想だということです。実質的な重税になります。後期高齢者医療にとってもね、75歳以上の方たちに対して、このような負担を強いるということは、生活を追い詰めるあの内容ですので、政府のこういうやり方っていうのはとても頷けるものではないということです。以上を理由にして反対するものです。

○議長（堀 清君）次に、原案に賛成の討論をございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）これから議案第32号古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君）起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第33号

○議長（堀 清君）日程第11、議案第33号、古平町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○総合政策課長（高野 龍治君）ただいま上程されました議案第33号古平町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、提案理由の説明をいたします。議案43ページでございます。本件は令和8年第1回定例会で議決をいただいた古平町過疎地域持続的発展市町村計画の変更でございます。議案から説明いたします。古平町過疎地域持続的発展市町村計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第十項の規定により議会の議決を求めます。変更理由といたしまして、当初計画時には北海道との事前協議の期日の関係上、記載が間に合わず、この時期の変更となったものでございます。変更箇所につきましては、次の44から46ページの通り交通施設の整備、交通手段の確保の一部を変更するものでございます。現計画では町外移動の記載はありませんが、変更後は町外移動を追加して全文を改めております。続いて、横置きの説明資料で説明いたします。39ページになります。上からでございます。右側が変更前で町外移動の記載はございません。左側変更後下線部分でございます。さらにから二行分を追加いたしまして、町外移動の必要性を記載して全文改めております。下の方でございます。右側変更前はこれも同じく町外移動の記載は

ありません。左側変更後は下線の部分で町外移動からの行を追加して、町外便バスの運行を記載して全文を改めております。最終の 40 ページになります。変更後、左側になります。変更後の表注、各中段あたりの河川でございます。および町外便バスを追加して表を改めております。以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので質疑を終わります。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）これから議案第 33 号古平町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 報告第 1 号

日程第 12、報告第 1 号 事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

○総務課長（本間 克昭君）ただいま上程されました報告第一号事故事務繰越し繰越計算書について報告いたします。議案 47 ページをお開きください。本件につきましては、令和 7 年度の一般会計に設定いたしました繰越明許費一件につきまして、翌年度である令和 8 年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令百五十条第三項において準用する第四百六条第二項の規定により報告するものでございます。48 ページをお開きください。五項農林水産業費三項水産業費東しゃこたん漁業協同組合防災施設兼事務所整備補助金事業でございます。東しゃこたん漁協が進めている防災施設兼事務所整備への補助金でございますが、令和 7 年度へ繰り越した 1 億 9,869 万 6,000 円のうち、令和 8 年度に繰り越す金額は 1 億 8,660 万 5,000 円でございます。財源は起債 3,253 万 2,000 円と未収ではございますが、国庫補助金 8,681 万 2,000 円、残り 6,726 万 1,000 円が一般財源でございます。以上で事故繰越し繰越計算書の報告を終わります。

○議長（堀 清君）報告が終わりました。ここで質疑があれば許可します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので、報告第1号事故繰越し繰越計算書についての報告を終わります。

○議長（堀 清君）昼食のため十三時まで休憩します。

休憩 11：55

再開 12：56

○議長（堀 清君）休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 同意第1号

○議長（堀 清君）日程第13 同意第1号古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○町長（成田 昭彦君）ただ今上程されました同意第1号古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を述べさせていただきます。本件につきましては、現在固定資産評価審査委員会委員をされております堀江明夫氏の任期満了に伴い、その後任に佐々木 容子氏を新たに選任いたしたく、地方税法第四百二十三条第三項の規制により議会の同意を求めるものでございます。

まず、はじめに、佐々木 容子氏の主な経歴についてご説明申し上げます。

佐々木氏は古平町出身で、昭和52年に古平町立古平中学校を卒業し、その後、小樽桜陽高校、北海道簿記専門学校を卒業後、昭和56年から平成28年までの35年間、古平町役場に奉職されており、その間税務課課税係長を務めるなど、固定資産評価に優れた識見を有しております。公職歴といたしましては、平成28年10月、古平町民生委員推薦会委員に就任され、現在4期目であるほか、本町の国民健康保険税審議会委員及び学校給食センター運営協議会委員を歴任されています。佐々木氏は人格高潔であり、これまでの豊富な経験と優れた識見を有していることから、固定資産評価審査委員会委員として適任であると判断し、ご提案申し上げるものであります。

それでは、議案起以下の部分を朗読させていただきます。選任すべき委員。

住所、古平郡古平町大字港町23番地1。氏名、佐々木 容子。以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので質疑を終わります。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

これから同意第一号古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君）起立多数です。よって同意第 1 号古平町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 13 : 00

再開 13 : 02

◎日程第 14 ないし第 18 同意第 2 号ないし同意第 6 号

○副議長（山口 明生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 14 同意第 2 号古平町農業委員会委員の任命から日程第 18 同意第 6 号古平町農業委員会委員の任命までは関連がありますので一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○副町長（細川 正善君）ただいま一括上程されました同意第 2 号から第 6 号の古平町農業委員会委員の任命について、提案理由を述べさせていただきます。本件は、現古平町農業委員会委員の任期が令和 8 年 7 月 19 日で満了となることから、引き続き応募のありました 5 名につきまして、農業委員会等に関する法律第八条第一項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。任命すべき委員としましては、まず議案 51 ページの同意第 2 号です。金澤順悦氏でございますが、住所は古平郡古平町大字浜町 679 番地 11、生年月日が昭和 24 年 10 月 21 日で、現在 76 歳でございます。

金澤氏は元役場職員であり、現在 3 期目で農業委員会の会長でもございます。

金澤氏は、法律で規定する農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない、いわゆる中立委員でございます。続いて、議案 53 ページの同意第 3 号でございます。田村修氏でございますが、住所は古平郡古平町大字浜町 547 番地、昭和 26 年 2 月 10 日生まれの 75 歳であります。農業者で、現在は農業委員 1 期目でございます。続いて議案 55 ページの同意第 3 号滝野友和氏でございます。住所は古平郡古平町大字浜町 590 番地で、生年月日は昭和 46 年 7 月 14 日の 54 歳でございます。農業者であり、現在農業委員 6 期目でございます。次に議案 57 ページ同意第 5 号でございます。

柴田逸昭氏でございますが、住所は古平郡古平町大字浜町 286 番地、昭和 28 年 10 月 9 日生まれの 72 歳であります。農業者であり、農業委員 12 期目でございます。

最後に、議案 59 ページの同意第 6 号の堀 清氏でございます。住所は古平郡古平町大字浜町 516 番地、昭和 31 年 12 月 3 日生まれの 69 歳で、同じく農業者であり、現在 14 期目でございます。

以上の名につきましては、いずれの方も人格高潔で農業に関する豊富な識見を有しておりますので、農業委員会委員に適任であると判断し、ご提案申し上げる次第でございます。なお、いずれの方も任期は令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日までの 3 年間でございます。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（山口 明生君）説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○副議長（山口 明生君）質疑無いようですので終わります。

○副議長（山口 明生君）これから同意第 2 号古平町農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○副議長（山口 明生君）無いようですので討論を終わります。

○副議長（山口 明生君）同意第 2 号古平町農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（山口 明生君）起立多数です。よって、同意第二号古平町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

○副議長（山口 明生君）次に、同意第三号古平町農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○副議長（山口 明生君）無いようですので討論を終わります。

○副議長（山口 明生君）同意第 3 号古平町農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（山口 明生君）起立多数です。よって、同意第 3 号古平町農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

○副議長（山口 明生君）次に、同意第 4 号古平町農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○副議長（山口 明生君）無いようですので討論を終わります。

○副議長（山口 明生君）同意第 4 号古平町農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（山口 明生君）起立多数です。よって、同意第四号古平町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

○副議長（山口 明生君）次に、同意第五号古平町農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○副議長（山口 明生君）無いようですので討論を終わります。

○副議長（山口 明生君）これから同意第五号古平町農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（山口 明生君）起立多数です。よって、同意第五号古平町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

○副議長（山口 明生君）次に、同意第六号古平町農業委員会委員の任命について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○副議長（山口 明生君）無いようですので討論を終わります。

○副議長（山口 明生君）これから同意第六号古平町農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（山口 明生君）起立多数です。よって、同意第 6 号古平町農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

○副議長（山口 明生君）暫時休憩します。

休憩 13 : 10

再開 13 : 13

○議長（堀 清君）休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 19 選挙 第 1 号

○議長（堀 清君）日程第 19、選挙 第 1 号 後志教育研修センター組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は指名推薦にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推薦とすることに決定しました。

○議長（堀 清君）指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

○議長（堀 清君）後志教育研修センター組合議会議員に山口明生君を指名します。お諮りします。山口明生君を後志教育センター組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました山口明生君が後志教育センター組合議会議員に当選しました。

◎日程第 20 陳情第 3 号

○議長（堀 清君）日程第 20、陳情第 3 号 mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第 3 号は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、陳情第 3 号 mRNA ワクチン接種事業中止の意見書提出を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第 21 陳情第 4 号

○議長（堀 清君）日程第 21 号 陳情第 4 号イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

○議長（堀 清君）お諮りします。陳情第4号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、陳情第4号は委員会の付託を省略することに決定しました。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか。

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）これから陳情第4号イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書（案）の採択を求める陳情書を採決します。お諮りします。この陳情を採択することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、陳情第4号は採択することに決定しました。

◎日程第22 陳情第5号

○議長（堀 清君）日程第22 陳情第5号 殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

○議長（堀 清君）お諮りします。陳情第5号は、総務文教常任委員会に付託

の上、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、陳情第5号殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書（案）の採択を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第23 陳情第6号

○議長（堀 清君）日程第23、陳情第6号 急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

陳情第6号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、陳情第6号は委員会の付託を省略することに決定しました。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）これから陳情第6号急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書（案）の採択を求める陳情書を採決します。お諮りします。この陳情書を採択することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、陳情第6号は採択することに決定しました。

◎日程24 一般質問

○議長（堀 清君）日程第24一般質問を行います。一般質問は、梅野、高野、佐藤、堀澤、真貝議員の5名です。順番に発言を許します。最初に梅野議員どうぞ。

○6番（梅野 史朗君）はい、6番梅野です質問内容については、小学校付近の防犯カメラについてであります。今年3月の京都の事件を受け、小学校付近の防犯カメラの有無を確認したところ、設置していないという回答を得ました。児童の安全を守るため、1日でも早い設置を望みます。防犯カメラの設置についての町長の見解を伺います。

○町長（成田 昭彦君）梅野議員の一般質問でございますけれども、小学校付近ではなく、小学校敷地の設置ということで解釈させていただきますと、教育長の管轄かなと思いますので、教育長より答弁させます。

○教育長（三浦 史洋君）町長から指名ですので、私の方から回答いたします。

まずは学校への防犯カメラの設置ということで考えさせていただきました。

児童生徒の安全確保は、教育委員会として最も重要な責務の一つであると認識しております。本町の小中学校においては、すでに生徒玄関にオートロック化を実施しております。職員が来校者を確認した上で開錠を行っております。そういう面では、不審者の侵入防止対策に一定の効果が確保されているものと考えております。また、防犯カメラにつきましても、効能として不審者の侵入抑止、また事件事故後の状況確認に有効である一方、基本的に事後確認になってしまうということで、そういう設備として認識してございます。設置したとしても、職員が常時監視するようなことは現実的には困難不可能と見て良いと思っております。また、学校は児童生徒が日常的に学び生活する場でございますので、プライバシーの配慮も必要と思っております。設置場所や運用方法については慎重な検討が必要と思っております。

さらに、近隣町村北後志の方を問い合わせますところ、小学校への設置しているというのは一つもございませんでした。

ということで、当町としましては、現時点では既存のオートロック設備と来校者を管

理することを徹底して、実効性の高い安全対策を継続していくことをまず優先しておきたいと思っております。今後につきましては、他の自治体の導入状況や社会情勢の変化を注視しながら、必要に応じて検討して参ります。

○6 番（梅野 史朗君）今説明していただいたことは重々理解しております。確かにリアルタイムで確認しているわけではないと思いますが、設置しているということによつての抑止力が非常に大きいものがあるというふうに考えます。また私自身、この説明については、小学校付近の防犯カメラということで申し上げまして、小学校についての限定の質問ではなくてですね、例えば裏口、山からの裏口の道路とか、あるいは校門でないところの下のほうの坂がありますね。あの辺のところからの不審者の小学校への来る道をカメラを設置して防犯の抑止力を高めたいという意味で、小学校付近というふうな説明をさせていただきました。確かに玄関は施錠されていて、入ってこれないというのはよく分かりますけれども、そういう事件を起こそうとする人間は、その以前に下見などをしたりすることがよくあります。その時点で不審者がいるのが分かれば対応もできるかなというふうなことを考えております。子供たちの安全のためにもう一度検討していただきたいというふうに思いますが、再度答弁をお願いいたします。

○教育長（三浦 史洋君）再質問についてご答弁いたします。付近ということが重要なかなと思って、小学校自体ではないということでの質問かなと思って。

実際あるに越したことはないとは思っております。個人的にも。一番はその防犯カメラが不特定多数に見えて抑止効果があるっていうのが一番かなと思っております。

で、まあいろいろ近隣にぎつくばらんに教育長に聞いてみても、まあ電源は必要だよということなんですよ。電源を引っ張ってきて、その設備は結構かかりますよと。

で、本体自体はネットでも出てますけども、8万円から15万円ぐらいの1台っていうの部分で、設置費用なり電源が大変なのかなと思っております。

で、その他町村もどんどん導入してきたら、きっかけにもなるかなと思ってても、調べてみてもちょっとマイナスの要素なんですけれども、そういう他町村は北後志はやっていないっていうのを確認していますので、今後も教育長方が集まった時に話が出てきて、やろうかな、という風潮があったら、早めに検討していくかなという、今答えられるのがそういう程度です。

○6 番（梅野 史朗君）近隣の町村が対応してきたら考えてみたいということによろしいですか。答弁はそれでいいんですよ。だとすれば、他のことを同じようなことを他の人も考えていると思いますので、北後志あるいは後志が全体的に安全になるためには、どこかが先陣を切ってやらなければいけないというふうに考えます。それは

ぜひ古平町でやっていただきたいというふうにお願いして終わります。

はい。

○議長（堀 清君）次に高野議員どうぞ。

○4 番（高野 俊和君）4 番高野です。

町の補助規定について、今回はゴミステーションへの助成でありますけれども、先日の強風の後、私の町内に設置をしているゴミステーションのうち 2 箇所が倒れ、業者さんに戻してもらいました。ゴミステーションは設置当初に町からの補助がありました。その後は利用者が維持管理をするということであると思います。

しかしながら、一部利用者が町内をまたいでいる箇所や、またアパートやマンションに住んでいる人の利用などが把握しきれていない場所があります。

最終的には、設置場所の町内会長、役員が維持者修理代の徴収、後片付け、時には自腹で行わなければならないことがあります。今後もこのような突発的な事故は起きると思いますけれども、このような事故が起きても、町が今後調整したり補助するという事はないのでしょうか。

○町長（成田 昭彦君）高野議員の一般質問にお答えいたします。

ゴミステーションの助成についてでございますけれども、ご存知のように、ゴミステーションの設置につきましては、ちょうどゴミの有料化が始まった平成 14 年に、それから 5 年ほど、そういったゴミステーション等についての助成を行ってまいりました。助成するにあたってはそういった町内にかかわらず、班単位で管理するという前提のもとに実施しております。ですから、その範囲で助成をもらう場合には、要項等を作成して、その時に利用者名簿等も添付してございますので、そういった中で管理をお願いするものでございます。今後ですけれども、今回の災害ですとか、当該倒壊にあった場合にあっては、班で管理してもらうというのが大前提でございますので、その筋はこれからもそういった形でお願いしたいと思っております。ただ、このゴミステーション等設置したのが平成 14 年ということですね。かなり年数も経って、街を見て歩いても老朽化がかなり進んでいる等もございますので、この後ですね、もう 20 年以上も経っているということで、これからの購入や修繕にあたって、そういったものが町内会等から要望があれば、それは予算化を含めて今後考えていきたいというふうに思っております。

○4 番（高野 俊和君）当初は確かそういう取り決めはあったと思いますけれども、この班体制でやるということがものすごく難しいです。先ほども言ったように、町内を跨いでいますから、どの班がどの班なのか全くわかりませんし、アパートなどそういう住宅に住んでいる方は把握しきれません。使っているものか使っていないものか

も把握できませんので、かなり難しいことがあります。

それに今回はゴミ箱の被害程度で終わりましたけれども、先ほど企画費の中で 50 万 4,000 円ほど入船町の方で空き家が壊れたって言って出てましたけれども、おそらく空き家の中にはこの風でだいぶ大変な、少しまずいという、近隣が心配している場所が数カ所あります。私のそばにもあります。そういう苦情が来てます。こういうことを考えますと、ゴミステーションばかりでなく、このような空き家の建物を今回を契機にというか、少しく、見直す対策を考える時期に来ているのかなというふうに思いますけれども、その辺はお考えでしょうか。

○町長（成田 昭彦君）ゴミステーションもそうですけれども、確かに老朽化が進んでございます。その辺はですね、やはり第一前提としては、その班、名簿等も私どもの方に提出させていただいておりますので、その辺は把握はできますけれども、それから 20 年も超えて、本当に私どものステーションでも本当に変わってますよね、中身ね。ただ、そういった中で、根本としては、やはりその辺で、その班単位で、やっぱりその辺を管理していつていただきたい。そしてまた、そういった老朽化した時にですね、そういった対応についての助成等については、またこれから、そういった町民の方々から要望があればですね、先ほど申し上げたように、町内、町内会等要望があるようであれば、それはまた考えていかなければならないのかなと思っております。また、空き家についてもですね、先ほど補正予算を通していただきましたけれども、その他にも私どもも町内を回って歩いて、そういったところが出てきております。それは応急処置するものは消防なり何なり処置しますけれども、やはり特定空き家という、そこには非常に難しい問題もありますので、その辺を考慮しながらですね、一つ一つ解決していかなければならないのかなというふうに思っております。

○4 番（高野 俊和君）またゴミの方に戻ったり、空き家の方に戻ったりして恐縮ですけれども、このゴミ問題も難しいです。町内を跨ぐなどと言っても、そのゴミ箱がその町内以外でも近いですから、どうしてもやっぱり交渉というか、お願いできないかということで入れたりしているところがありますし、実際私のところに来て入れさせてもらいたいって、担当してる人って言うても、その人が請け負ってるわけでも何でもないですから、お願いするしかないんで、入れさせてくれないかといって。

そういう箇所がうち町内広いですから、おおむね 6 箇所あります。町内跨いでいるところが。その辺を把握するのはかなり難しいので、どうしても少しく、お願いすることがあると思いますけれども、今後私なりでできることは努力しますけれども、もしどうしてもまた相談をしなくてはならない時にはお願いしたいと思いますので、その節はよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（堀 清君）次に佐藤議員どうぞ。

○9 番（佐藤 未知時君）9 番佐藤です。観光誘客のアイテムとしてのアートマンホールとマンホールカードについてお尋ねします。最近、マンホール自体を目的地化にして、設置マップを配布したり、周辺の飲食店、土産店と連携することで観光客の回遊性を高めたり、宿泊や飲食といった消費を促し、地域の活性化につながっているアートマンホールですが、当町にもアートマンホールがあることを最近知りました。そこで 2 点お伺いします。

現在、当町のアートマンホールの数と種類、そして設置場所、併せてマンホールカードの配布場所と配布状況をお知らせください。

2 点目、今後アートマンホールのリニューアルとマンホールカードのアップデートの考えはありますでしょうか。

○町長（成田 昭彦君）佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、アートマンホールの数ですけれども、672 枚ございます。管路上にですね、管の上に道路の管の上になってございます。それから種類でございますけども、絵柄は 1 種類でございます。設置場所につきましては、建設水道課の廊下に飾ってございます。突き当りのところにありますので、一度ご覧ください。それからカードの配布につきましては、今まで実績で 1 万 9 枚、1 万飛び飛び飛び 9 枚発行してございます。で、2 点目のですね、カードのアップデートとして新しく見直す考えはあるかということですが、これは非常に費用がかさみます。今、概算で出しても 83 万円くらいかかる形になります。そういった材料費ですとか、それからデザイン料ですね。デザイン料にも 50 万円ほどかかるということで、そういった費用対効果を考えますと、今のところ改めてデザイン、ということは考えてございません。

○9 番（佐藤 未知時君）当町のアートマンホールにはセタカムイ、それとテニスをする女性、水泳をする海で泳ぐ男性、そして付け足しのように、「おすい」って平仮名で書かれています。一方、マンホールカードにはアートマンホールのデザインの由来としてセタカムイの伝説、そして日本海を見下ろす高原リゾート家族旅行村と記されています。2000 年にアートマンホールを設置してから 四半世紀経っています。今は海水浴場ありません。実質、家族旅行村も閉村して結構な時間が経っています。再三、町長の答弁でも家族旅行村の再建はないということであれば、たかがマンホールの蓋ですが、観光促進の視点から言えば、何も更新されていないというのは、本来のアートマンホールの宣伝効果を有効に生かしていないという印象を持ちます。時代も環境も変われば、当然デザインも変わると思います。現在とそぐわないアートマンホールは見直しが必要かと思いますが、町長のご見解を再度お願いします。

○町長（成田 昭彦君）このアートマンホールをやる時にはですね、まだ旅行村が存在していたということで、旅行村を選んだわけでございますけど、それと合わせてですね、開発局の方でやってる道路の看板がありますけども、あれもまだ旅行村になってございます。これについては非常に変えるのが難しいわけでございますけれども、そういったことを加味しますとですね、今の段階では、この先ほど申し上げたように、費用対効果を考えますと非常に難しいのかなと思っております。それから議員、誤解してもらいたくないんですけども、家族旅行村はやらないという私、答弁はしてございません。公設ではやらないけれども、民の力を借りながら再建できるものであれば再建したいという方向で答弁してございますので、それは間違無いようお願いいたします。

○9 番（佐藤 未知時君）家族旅行村の再建に関しては、私の認識が間違っていたら申し訳ありません。近年人気の御朱印集めと同じように、路上の美術館として楽しむアートマンホールの写真、マンホールカードの収集、そういうのをマンホールラーって呼ぶらしいんですけども、全国に結構いるようです。そしてそれが観光場所への誘導デバイスとして活用されています。さっき町長からも出ましたけども、自治体で制作する場合、デザインの新規制作、鋳型の型作成、あと道路工事、大体 100 万円から 300 万円が一般的な相場のようなんですけども、既存の蓋にシートやプレートを貼る加工であれば、10 万円から 30 万円で済む方法もあるようです。もし観光促進の一環として、先ほど、1,000 万の寄附が観光協会にバッチリもう全部予算にされていましたが、今後捻出が可能であれば、デザインのリニューアルやカードのアップデートだけではなく、マンホールのデザインのタイプの数も枚数も増やし、今後観光客に足を運んでほしい場所への誘導ツールとして、設置場所も戦略的に考慮すべきと考えます。加えて、マンホールカードや設置マップの配布場所など、ホームページのウェブ上、SNS などの発信でアートマンホールの PR も同様に必要と思います。再度、町長のご見解をお伺いします。

○町長（成田 昭彦君）私も本当にこのカードがですね、1 万枚以上出ているというのはちょっと驚いたわけでございますけれども、ただ、今の段階でですね、そういった費用対効果を考えた場合には、本当に無理かなというふうに思っておりますけれども、これからこれがですね、観光につながっていくようであればですね、そういったことを加味して、それが有効だというふうになってくればですね、それはまたその都度考えていければいいのかなというふうに思っております。

○議長（堀 清君）次に堀澤議員どうぞ。

○7 番（堀澤 理恵君）はい。7 番堀澤です。よろしくお願いします。

1 番、災害時における小中学校の休校判断及び対応について。

近年、全国各地で線状降水帯や集中豪雨が発生し、登校後に急激に天候が悪化する事例が見られています。この登校後っていうのは結構大事です。他町村では昨年、休校判断の基準と実際の気象状況に差が生じ、登校後に休校を決定する学校もありました。児童生徒の安全確保は最優先であると考えますが、古平町では悪天候や災害が予想される場合の休校や登下校に関する判断、登校後に警報や避難情報が発令された場合の対応、保護者への連絡体制などについて、どのような基準や体制を整備されているのか、町長にお伺いいたします。

○町長（成田 昭彦君）堀澤議員の一般質問でございますけれども、ただ今の災害時における小中学校の休校判断及び対応について、それから次にあります中学生の冬季間の通学実態及び通学環境について、私に答弁を求められておりますけれども、教育長の分野、教育委員会の分野になりますので、教育長より答弁いたします。

○教育長（三浦 史洋君）堀澤議員の質問にお答えをします。まず、休校の判断等についてということでございますが、悪天候時の臨時休校の判断につきましては、法律では学校教育法の施行規則の六十三条に非常災害等による臨時休業の規定がございます。また、町の学校管理規則にも同じ規定がございますので、気象情報や天気、道路状況などを踏まえて、学校長が判断し、決定いたします。休校の判断ということですね。そのため、台風や大雪など悪天候が予想される場合は、児童生徒の安全確保を最優先に前日から臨時休校を決定する場合があるほか、当日急激な天候の変化により急遽判断してお知らせすることもございます。

臨時休校の判断は、警報発令の有無だけでなく、加えて気象情報や天気予報、道路状況、また通学時の安全性などを総合的に勘案してやっております。

そのため、警報が発令されていない場合でも、児童生徒の安全確保が困難と判断した場合は臨時休校とする場合もございます。また、連絡の体制につきましては、学校の方から保護者の方へ、これまでは『安心安全メール』ということで出しておりました。五月から連絡用のアプリ、『テトル』という部分がもうちょっと優れておりますので、それの方に切り替えております。このテトルを活用して、学校から保護者等へ一斉周知を行っております。

○7 番（堀澤 理恵君）ただ今の答弁では、その気象情報や道路状況などにより総合的に判断されて、それからっていうことでした。警報のレベルではなく、とおっしゃっていましたが、そこで伺いますが、休校や学校待機、または保護者への引き渡し等について、具体的な基準やマニュアルとしては整理されているのでしょうか。

○教育長（三浦 史洋君）災害の部分、本当にケースバイケースだと思っております。

す。その大きくなり大小ですね、災害というか、天候の変わってくる部分ですので、実際は、特にきっちりしたマニュアルとかはありません。その都度、当然管理職ががっちり天候なりは前日から予想していますし、しっかり情報収集して、前の部分から不安な場合は教育委員会の方に連絡を取って、小中合わせての考え方の一致を図ってございます。それがケースバイケースにございます。ということで、ご質問の中には、まず基準という部分は、というマニュアルはございません。ただ、学校の経営計画の中で、小学校の部分では災害とですね、台風とか天候異変の部分のマニュアル的なものを、どういう職員会議を開くと、その前に管理職の判断をっていうようなマニュアルはございますが、議員さんの議員の質問の部分の基準というものではないと思いますので、やはりケースバイケースで判断してやってございます。で、先ほどの説明での登校後っていうところがポイントかなと思いますので、登校後につきましては、そこで非常に危険な部分については、昔は集団下校ということでしておりましたが、最近はそのような集団下校は危険な部分があるので、学校に留め置いて、それが落ち着いてきたら保護者にお迎えをお願いするというので、実際やってございます。

○7 番（堀澤 理恵君） その都度対応されるっていうことも今お聞きしましたけれども、災害時には保護者が事前に対応内容を理解しているっていうことが重要だと思います。横浜市のニュースであったので読みますと、横浜市では台風による小中学校の休校判断をめぐって混乱が起きたそうなんです。新たな防災対策情報を受けて、午前6時の時点でレベル4だったと。そういう状況であれば休校と定めていたらしいんですけども、しかしその回の台風は午前6時時点でレベル3までしかなく、レベル4が発表されたのが通学時間帯になる午前8時台だったっていうんですね。子供たちが登校した後に休校が決まるような事態もあったということなんです。保護者の方が休校にならなかったり、突然やっぱり来ないでとなったり、学校の判断にちょっと不信感が出てしまって、他の学校は前日に明日は休みという連絡もあったみたいなのでっていう意見もあったり、横浜市は各学校の判断による休校も求めている、前日時点で公立中学校476校のうち34校が休校決定。さらに当日通学時間の前に休校を決めた学校もあったっていうことなんです。朝6時にメールで休校に来て、早い段階で知れるっていうことはとても大事なことなんでしょうけども、いざ学校に行ってからその休校の判断が大きく分かれたりとかすると。その子供たちの安全をどういうふうに確保するのか、その判断の難しさも浮き彫りになりましたっていうことなんです。で、東京大学の総合防災情報研究センターっていうところのホームページに書いてあったんですけど、不要不急の移動をさせないことは、災害時に身を守るために重要な

こととあるように、例えば両親が働いている場合は、会社を休んだり対応しなければならないので、早め早めの対応が必要ですよということが書いてありました。それで、古平町の場合、改めて休校判断や引き渡し方法など、登校してきて、災害が酷いの、じゃあ集団下校にならなければ迎えに来てもらう場合もあるわけですね。そういった保護者への周知が十分に行われていけるように取り組んでいただきたいと思います。と思いますが、その認識について少し伺います。

○教育長（三浦 史洋君） 答弁させていただきます。やはりケースバイケースで急に変わっていく、変化していくってことですよね。その部分での先ほど申した部分は、当日朝急に天候が悪くなって、8時過ぎに、8時15分とかって登校の時間になっておりますが、その1時間前、これまでの経験上、学校から流れてくる安心メールは6時台だったり、7時前ぐらいなので、1時間前には鳴ってと。古平はコンパクトなところなので、時間的にはそれで親御さんもどうにか納得していただいているものとは思っております。登校後の部分が大変なのかなと思います。

天候の悪天候のところでの迎えはなかなか難しいと。やはり安全確保のために子供たちは学校に留め置きしておく。いずれ天候の緩んだ部分で、というところかと思えます。やはりケースバイケースできっちりその都度はっきりきちんとして対応をしていきたいと学校側にも伝えてまいります。

○7番（堀澤 理恵君） はい。ぜひ災害はいつ起こるかわかりませんので、ケースバイケースではなく、その時によってバタバタし無ないように、いろいろな細かいことを決めておいていただけるとありがたいなと思います。はい、次に行きます。

二番、中学生の冬期間の通学実態及び通学環境について。

古平町は地理的に縦に長い町であり、中学校からの距離によって通学環境に違いがあります。夏期は自転車通学が可能です。冬期間は積雪等により保護者が送迎を行っている家庭もあると伺っています。そこで伺いますが、町として中学生の冬期間の通学実態や地域による通学環境の違い、保護者の送迎負担についてどのように認識されているのかを教育長にお伺いします。

○教育長（三浦 史洋君） 堀澤議員の一般質問にお答えをいたします。古平町は南北に長い行政区域を有しております。中学校までの通学距離、通学環境については、お住まいの地域によって一定の違いがあるのかなとは承知してございます。夏期におきましては自転車通学を行う生徒もおりますが、冬期間は徒歩や保護者による送迎が行われているのが実態であることも承知してございます。通学距離が長い地域においても、冬期間の送迎が保護者の負担となっていることについても認識はしてございます。一方で、冬期間の通学において生徒の安全確保が最も重要であることから、学校

と情報共有を図りながら通学実態の把握に努め、安全な通学環境の確保に努めてまいりたいと思っております。

○7 番（堀澤 理恵君）今答弁されたことはよくわかるんですけども。私の住んでいるところは新地の方なんですけど、向こうの方面で西部方面でおそらく 10 名弱中学生がいらっしゃるんですよね。その方たちのお母さんと先日お話をさせていただいたんですけど、冬期間はね、自転車で通うからいいんですけども、冬はもう毎日送り迎えしていますと。もうそれがもう大変で大変でっておっしゃって。で、どうにかならないものかしらねと。で、その生徒の安全を確保してっていうのって、どのように確保しようと思って考えてらっしゃるのか、その具体的な内容というのはあるんでしょうかね、マニュアルとして。お願いします。

○教育長（三浦 史洋君）マニュアルマニュアルと言われても、マニュアルで動いているわけではございませんので、具体的には実際の保護者の方が冬場送迎になっているというのは、学校の方からは聞いております。本当は交通機関の部分で、自分の認識としては浜町に着くのが 7 時 40 分と思っていたんですけども、ダイヤを確認しまして 7 時 35 分です。美国から小樽に行く便での第 2 便ですね、新地町 7 時 31 分で 4 分後の 7 時 35 分ということです。まあ中学校の通学時間としては、学校としては 8 時 15 分から 8 時 30 分までとしておりますが、教員が早く来ていて、当然中学生が 35 分にバスが着くというのをわかっておりますので、そういう意味では協力いただいているというか、時間前に来ていただいている、鍵を開けて、そういう部分の対応をしっかり取っているつもりでございます。実際の保護者の送迎までは負担にはなっているんでしょうけれども、逆に保護者の方としても送り届けた方が安全で済むという部分もあるのかなと思っていても、負担感の意味合いがちょっとわかんないんですよ。なので、かえってお答えしてもちょっとずれが出てくるのかなと思っております。

○7 番（堀澤 理恵君）ずれは出ないと思います。お仕事されているお母様お父様にしてみたら、その時間に合わせて送迎するというのはものすごく負担になるのだなというのはわかります。保育園児も多分そうだと思いますけれども、他町村ではね、私は本州の生まれですけども、私の出た保育園、小学校とかでは、災害になった時に両親が何分で迎えに来られるとか、そういうところまで細かく決めているところもありました。実際そういうところもあります。ですから、マニュアル、マニュアルではなくて、マニュアルは作るべきだと思っています。以前にですね、令和 5 年の定例会に私は同じような質問をしています。もう何度も。これで 3 回目ぐらいだと思うんですけども、その時はスクールバスのことについて質問させていただきました。その

時も教育長は同じことをおっしゃっていて、7時40分頃に中学校に着くバスがあると。

それで対応してもらえればということだったんですけれど、実際、真冬の暴風雪の時に。バスでね、一般道路を行って、どのくらい時間がかかるかわかりませんが、新児の子供たちに関して言えば、バス停まで遠い子もいるんですよね。

バス停まで送っていくんだったら、じゃあ中学校まで送れよって感じになって送っているって言っていましたけれど、その今後ね、これは毎年毎年来ることで。

ただ、中学校には今39名しか生徒がおらず、バスでもし乗せてもらおうとしたら、きっと9名、10名、そのくらいの人数にだんだん年々減っていくとは思うんですよね。だから、その辺を今後ね、毎年毎年のことであると思いますので、中学校にお子さんが行ってらっしゃるお父様方もいらっしゃると思うんですけれど、浜町からは今たくさん行ってらっしゃるかもしれませんが、歩いて行ける距離では到底ないと。両親が送れないってなったら、学校を休まざるを得ないという生徒も出てきます。その辺を踏まえて、今後どのように教育委員会として対応していく方向であるのかというのを今後考えていただけたらなと思います。

○教育長（三浦 史洋君）はい、質問にお答えをします。まずもって基本一番の大前提は学校までは自分で来るという部分です。で、学校に入ってから学校管理下になります。通学の部分についても、小学生がスクールバスを実施しているということで、ご質問の部分についても、そのスクールバスを対象拡大を要請するようなことに書いておると、そちらの方で検討しましたけれども、ご質問の内容はちょっと違うのかなと思って、こういう答弁をさせていただきます。今の答弁で、例えばスクールバスで小学校にやっている部分で、当然そういうので利用できる様々な条件をクリアできるんだったらやっていきたいなと検討はさせていただきます。今のご質問でそれを想定しましたので、中学生の西部方面は今10人。中学生39人中、西部方面10人です。今現在小学校の生徒で、西部方面24人ですが、実際乗車の平均が、5月の段階で小学生12人、西部方面から12人平均来ているということで、で、このバスは何人の乗れるんだっていうところですね、やっぱり。27人が利用可能ということです。

で、ここら辺をすり合わせて、今後生徒数対象数が少なくなってくということもあるんで、その兼ね合いでのこのバスに乗れる部分で、クリアできると可能性も出てくると思うのできちんと毎年きちんと見ながら考えていきたいと思っています。

○7番（堀澤 理恵君）ぜひ対応の方よろしくをお願いします。以上です。

○議長（堀 清君）暫時休憩します。

休憩 14 : 08

○議長（堀 清君）休憩前に引き続き会議を開きます。最後、真貝議員どうぞ。

○5 番（真貝 政昭君）それでは 4 点質問します。

まず一点目です。高物価対策について伺います。値上げラッシュで生活への影響が出ていますが、政府の対応は期待できるものではありません。町として具体的な生活支援策をとるべきと考えますが、伺います。行政報告を承知の上で聞いていますのでよろしくをお願いします。

○町長（成田 昭彦君）真貝議員の一般質問にお答えいたします。高物価対策についてでございますけれども、確かに町民を苦しめるような物価高騰が続いてございますけれども、そういった中で町民への生活支援といたしましてはですね、現状、町単独でできることといえば限られておりますので、今後、議員がおっしゃるように、4 月から国の支援、重点支援交付金を活用して 2 万円の商品券、そして 3 月には現金 2 万円ということで全世帯に給付しておるわけでございますけれども、まずもってこれからのですね、重点支援交付金、今国会でですね、またそういった重点支援交付金の決定がされて、1,000 億という額が示されましたけれども、そういった中でまた町村の方にも来るのかなと思っておりますので、その辺のことをですね、わきまえながら、これからまたそういったものを活用して、根本的にはやはり世帯に配るというのを基本に考えて進めていければいいのかなというふうに思っております。

○5 番（真貝 政昭君）水産加工業だとかね、それから建設の方。もうその他もろもろですね。資材不足、資材の値上がりなどでね、廃業、倒産、生活もままならない状況になっているような中でね、具体的な支援策が全く出てこない。今回の、今、町長がおっしゃった国による支援の方針も、わずかな掴み金でね、ほとんど町村に丸投げするような状況だということですね。その中で具体的な支援策を考えていくべきだというふうに考えているのですが、今回の 1 世帯 2 万円の支給についてもね、1 世帯 2 人、3 人いても、それだけっていうのはね、やはりちょっと手薄だと、弱いつていうことですね。具体的に家族を多数抱える家庭から子育て家庭いろいろとあると思います。それから年金生活者ね、具体的にもう少し調査して対策を取っていただきたいなと思っている次第です。今回の 2 万円っていう件についてもね。それから国の方ではエネルギーの方で高物価を抑えるようにやっているようですけども、古平町も以前ね、水道料金の減免とかで対応したことがありますよね。具体的にそういう事例があるわけですからね、もう少し広めて検討していくべきだというふうに思っています。それと、今 6 月ですけどもね、あつという間に灯油をたかなきゃならない時期が来るわけでしょ。福祉灯油だとかね、そういうのも含めて、やはり今の高物価に対応

すべきものだというふうに考えているものですから、具体的な支援策ってもっとね、強めていただきたいなと思うんですけども、もう少し具体的に答弁があれば伺います。

○町長（成田 昭彦君）今あの、今後ですね、国から重点支援交付金がどれくらい来るのか、まだ掴めませんが、そういった中でですね、過去には水道料金の基本料金を何ヶ月か免除したという、それも国の交付金を活用しての事業でございますけれども、そうすると今度、給水区域外の方には恩恵がないという問題も出てきますし、いろいろなことを考えていかなければなりませんので、そういったものをですね、考慮しながら、これから来るよという時にですね、そういった水道料金の減免等も考えましたけれど、それじゃあ給水区域外の方に対してどうするんだとかですね、いろいろの役場内でもそういったことを検討しながらですね、これからももう予算、既に予算措置してございます福祉灯油等もございますので、その辺のところを絡み合わせながら、これから検討して町民に行き渡るような形で進めていければなというふうに思っております。

で、あの、今、この物価高騰ですね、さも言うとなんて非課税世帯に限ってとかっていうことでございます。そういうの結構あるんですけども、ただ考えますと、物価高騰というのは誰もが被害を被っているわけですから、その辺も考慮しながらですね、また課内で案を出しながら進めていければなというふうに思っております。

ただ、いずれにしても、国から来た段階で早めにそういった対処はして参りたいというふうに考えております。

○5 番（真貝 政昭君）次に奨学金返済者への助成について伺います。

高校卒業後の進路について、学生の 55%が利用している奨学金の返済について、7 割以上の方が不安を感じていると報道されています。特に最近の金利上昇が以前の 8 倍にもなっていて、本人ばかりでなく家族の負担にもなるだけに、放っておけない事態だと考えています。町として町出身のそういう方たちへの返済への助成を考えるべきと考えていますけども、いかがでしょうか。

○教育長（三浦 史洋君）真貝議員の一般質問にお答えいたします。

奨学金の返済への助成ということで、奨学金は経済的な理由により進学が困難な方々の学びを支える重要な制度であり、近年の金利上昇による返済負担の増加については認識してございます。一方で、奨学金制度は全国共通の制度でございます。国の責任において運営されていくべきものであり、金利負担の軽減、返還支援につきましても、本来は国において制度的に対応すべき課題であると認識しております。町独自の助成制度につきましても、対象者の範囲や助成内容の公平性、継続的な財源確保など

の課題があることから、現時点で実施する考えはございません。教育委員会といたしましても、今後の国の制度改正や支援策の動向を注視して参りたいと考えております。今回の陳情から意見案ということもございますので、地方議会の皆様が国へ提出してくださることを願っております。

○5 番（真貝 政昭君） 国側がちゃんとしてないからね、こういうことになるんですよ。異常事態だということです。その異常事態に対してね、町出身者のその後についてね、将来について支援をすべきでないかっていう風に考えているんです。古平町は最近、町内への就職っていうのを前提にして奨学金を貸与しておりますよね。これは他の学生からしたらね、ちょっとえこひいきっていう感覚も起きるんですよ。奨学金を受けないでね、進学を諦めるかっていう方からすれば、そういう制度を利用して5年間は頑張ってみようかとか、そういうふうになりますけどもね。やはり町内に戻ってくる以外にもね、進学する方たちの意欲を進めるためにも、やはりそういう奨学金を受けた方たちに対する一般的な奨学金を受けた方たちに対する支援っていうのは、やはり公平にやるべき時期なのかなという風に思っているんです。事例として調べましたらね、東京の北区が奨学金の返済にね、一時金っていうか、金額を指定してぽっきり支援するってのがありましたね。その他ではまだ見かけません。でも実際にあるということですね。ぜひ検討すべきでないかという風に思っているので、これも政府の投げやりな中で考えなきゃならないということなんですけども、改めて答弁を求めます。

○教育長（三浦 史洋君） おっしゃる部分については重々知っておりますし、確かに今日のニュースでは函館市が何か奨学金の返済の部分で3分の1、事業者が3分の1、本人が3分の1というようなを見たような気がしております。いわゆるその町民の負担軽減なり、将来のある子供方のそういう負担の軽減という部分で、町で組みしていける部分があれば、ちょっと検討していかなければならない課題かなと認識しております。

○5 番（真貝 政昭君） ぜひ学校を卒業した後の進路、就職支援、生活支援という面からも、町民のそういう将来に目を向けていただきたいと思います。

次に、高校生の通学費助成について伺います。

で、古平高校がまだあった時にはですね、私の両隣の議員さん方も古平町から通学費の支援を受けるっていうね、そういうおいしい、何て言うんですか、支援を受けたことは全くないんですね。ところが、古平高校が道の考えで閉校してから、こういうような事態になっているんですね。経済力に関係なく、余市小樽方面に子供を通わせなければならぬという事態になったと。普通科高校だったら、もうどうしても小樽方

面に行かなきゃならないということと、それから学生が学ぶことの中に部活が入っているってことです。それで実際に小樽で一番遠い水産高校ですか。あそこに通う場合、あの小樽中央バスに伺いましたらね、月額の定期代が3万3,000円です。で、助成額の1万2,500円引いたらね、年額で一人25万になるんですよ。で、二人通うって場合もあるので、年額で50万って。それで、こういうバス代にこれだけの負担をさせて、この街に住んでいる家族は負担しなければならないという経済的な負担を考えますとね、やはりこれは北海道庁の責任というのはすごく重いというふうに思っているんです。古平町はそういう中で人口減少問題を抱えていますけども、やはり助成額から助成のあり方を再検討すべきでないかというふうに思っているものですから、その答弁を伺います。

○教育長（三浦 史洋君） 真貝議員の高校生の通学費助成についてお答えをいたします。去年の9月頃にも質問があったかと思いますが、高校生を持つ家庭にとって通学費は大きな負担となっていることは認識しております。特に部活動への参加により、土日を含めて定期券を購入する場合については、相当の負担が生じていると考えております。町では令和6年12月定例会において中央バスが値上げするという事で、それに即座に連動しまして、助成額の町の実際の助成額を25%引き上げまして、定期代の50%程度になるような助成ということで実施してございます。今現時点でさらなる増額は考えておりませんが、今後のバス運賃の動向や保護者負担の状況を見ながら、必要に応じて検討してまいりたいと思っております。

○5番（真貝 政昭君） 経済力が全く弱い家庭ですと子供の高校進学っていうのを断念せざるを得ないような状況が出てくる。またはそうしない場合はね、余市・小樽方面への移転ということにもなりますんでね、人口減少問題と絡めまして、やはり検討すべき課題であるというふうに考えます。

次に、最後に戦没者について伺います。

戦前の役場というのは、仕事は税金を納めること、それから子供の教育、それから兵隊を招集するという、この三大仕事がありましたよね。あちこちの町史を見ますとね、役場職員が赤紙を持って各家庭を回るだとか、それから硬貨を集めるだとか、毛皮を集めるために犬猫を供出させるだとか、そういう戦争一色でね、自治体の協力なしに戦争はできないっていうことがよくわかる時代でしたよね。古平町の場合は日露戦争から始まって二百名以上の方が亡くなっています。琴平神社境内の句碑の裏側に名前が刻まれていますけども、その方たちの名前というのは町史には刻まれてないんですね。そういう町史に刻まれても、その方たちが今の時代にね、クローズアップされるってことはないんですよ。結局戦争で死んでもね、浮かばれないっていうことで

す。そういうことがあってはならないと思うんですけども、私の父親の兄もね、フィリピンの方で亡くなっています。で、遺骨は返ってきてないんですよ。この古平町で戦死した方たちがどこで亡くなって、何歳で亡くなったのか、骨は返ってきたのか、それはきっとね、私の叔父のようにまるっきり誰も返ってきていないのではないかと、そこら辺がね、全くわからないんですね。戦後の日本国憲法ってのがね、多数の命を奪ったその反省から生まれた憲法のもとで生まれたんです。人によれば、亡くなった人たちの命の代わりに日本国憲法ができたんだと言われるくらいなんですね。だからその方たちをやはり忘れさせないためにもね、戦争っていうものを絶対忘れないためにも、そういう方たちのそういうことを町が役場が明らかにして町民に知らしめるっていう作業が必要でないかというふうに思っているものですから、今回質問した次第です。答弁をお願いします。

○町長（成田 昭彦君）真貝議員の戦没者について答弁申し上げます。

結論から申しますと、役場ではわかりません。

はい。いろいろですね、町の保存する文書ですとか、書類、データ、探してみましたけれども、戦没者の名前以外は一覧以外は見当たりませんでした。考えてみますと、琴平神社の境内に先ほど言った鎮魂歌歌碑の裏に刻されてございますけれども、あれが建立したのは昭和40年なんですね。で、町史の一卷にもこの名前載ってるんですよ。町史の第一巻の発刊が昭和四十八年ですから、おそらく琴平神社の歌碑の裏に刻されたものが町史に載ってきてるのかなと思うんですけども、それも町からの資料なのか、遺族会が持っていた資料からああいうふうに出てきたのか、たしかに分かりません。町史を見ますと日露戦争で9名、支那事変で20名、大東亜戦争での戦没者178名の名前が記されておりました。この部分が全て琴平神社の歌碑の中にこの名前が入っていますので、おそらくそれから持ってきたものだと思います。

で、私どもも保存しているというか、町の形でですね、あるのはその名簿一覧だけしか残ってない。ですから、戦没月日ですとか、どこで亡くなったのかっていうのを把握することは不可能でございます。戦没者の特別弔慰金ありますけれども、あれももう12回出してるんですけども、その最初の頃、昭和から平成になる頃、ちょうど私、福祉係長で担当したこともあるんですけども、その当時でまだ件以上の弔慰金請求がありましたけれども、今はもう遺族も減っていて、何十件くらいにも収まってるということですね、町で抑えられるのはその特別弔慰金の関係で抑えられる分だけです。ただ、その特別弔慰金の請求の中にもですね、そういった戦没地ですとか、戦没した死亡日は確認できるんですけども、そこは確認できない状況ですので、今は町に残っているのはそれくらいでございます。これからもおそらくその辺を調べていくのは

道のほうに照会しても無理だということで言われていますので、ちょっと難しいのかなというふうに思っております。

○5 番（真貝 政昭君）村井先生が執筆した『せたかむい』にも、戦争中末期ですね、万歳するっていうあたりに、しつこく古平町の方から、軍隊に関する資料を燃やせと、そういう指示がしつこく来てたっていうのを書かれてますよね。東京大空襲で東京都の区役所の職員ですけども、やはり同じような命令でね、空襲で亡くなった人たちの名簿も燃やせっていう指示が出たんですって。それが戦後何十年も経って、燃やすことはできなかったっていうことで、名簿が出てきたっていう経緯がありました。日本中、あの戦争の件についてはね、当時の政府、軍隊からとにかく資料は燃やせという指示が起きて、古平町でそういうふうにあんまりよくわからないっていう状況ってのは、資料が残されていないっていうことですよね。それと、戦没者の名前が刻まれたっていうのは、遺族会が把握していたものが残っているため判明したということです。刻まれた他にね、沖縄の遺族会で北海道の遺族会が古平町の戦没者の名前も把握したものが沖縄の戦争記念館の慰霊碑に書かれていて、琴平神社の句碑の裏側に刻まれた以上に、数名の町民の名前が出てきたんですよ。だから戦争で亡くなった人たちのその後を調べるといったら、どういう形で亡くなったかとか、戦没地っていうのは、やはり民間の努力なしにはわからない状況が続いているということです。それだけ戦争が始まったらね、今の日本政府だって何やるかわかんないっていう状況ですよ。けども以前、遺骨の収集は厚生労働省だとか、総務省だとか、防衛省だとか、戦前の軍隊のいろんな記録が残ってるはずですからね。やはり個人では調べられないけれども、地方自治体がやろうと思えばね、それは時間と労力がかかるかもしれないけれども、把握していくことはできるのではないかっていうふうに思っています。私の叔父も、どこかの海の底に沈んでるのか、陸地で亡くなったのか、まるっきりわかりませんけどね。やはりあの、そういう人たちの名前、戦死だとか、そういうものを埋もれさせないためにも、やはり戦後の自治体が努力をして解き明かしていく必要があるのではないのでしょうか。

○町長（成田 昭彦君）

（前半不明瞭のため聞き取りできず）

…亡くなったことを説明に来てくれた戦友がおりまして、うちの叔父になりますね。叔父は沖縄でこういう風になって亡くなったっていうことをですね、わざわざ教えに来てくれた方おりましたけれども、そういった中でまだまだ戦後は終わってない、そういう家族に遺族にしてもですね、そういったものがまだあるのかなと思いますので、調べられるだけは調べてみたいと思いますけれども、そういったことでご理解願

えればと思います。

○議長（堀 清君）以上をもって一般質問を終わります。

◎追加日程の追加

○議長（堀 清君）ただいま議案第 34 号、第 35 号および意見案第 1 号第 2 号が提出されました。これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。したがって、議案第 34 号第 35 号および意見案第 1 号第 2 号を日程に追加することに決定しました。

◎追加日程第 1 議案第 34 号

○議長（堀 清君）追加日程第 1、議案第 34 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（川上 哲也君）工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。本件は、清住団地外壁等改修工事について工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の内容につきましては、記といたしまして、1. 工事の種類、令和 8 年度清住団地外壁等改修工事 2. 契約金額 6,864 万円、3. 契約の相手方 古平郡古平町大字港町 3 番地 株式会社福津組 代表取締役社長 福津 隆範、4. 工事請負代金の支払い方法、契約の定めるところによる。5. 契約の時期 令和 8 年度。

なお、本件の入札結果につきましては、別冊で配布済みの指名競争入札結果報告書によりご確認をお願いいたします。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

○4 番（高野 俊和君）今日ね、朝配られた資料には、この入札の落札額が出てますよね。6,240 万って出てると思うんですけども、今回 6,864 万って金額的には 600 万ほど上がっておるわけですけども、この 10 %以上金額が上がった理由っていうのがありましたらお聞きしたいと思えますけれど、どうでしょう。

○建設水道課長（川上 哲也君）入札価格は税抜の価格で、契約金額は税込の金額です。

○4 番（高野 俊和君）わかりました。契約金額は入札価格と変わっていないですか。

○建設水道課長（川上 哲也君）はい、変わっていないです。

○議長（堀 清君）他にありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので質疑を終わります。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）これから議案第 34 号工事請負契約の締結についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）はい、異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第 2 議案第 35 号

追加日程第 2、議案第 35 号 財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間 克昭君）ただいま上程されました議案第 35 号財産の取得について、提案理由の説明をいたします。追加で配布されました議案の 3 ページをご覧ください。本件につきましては、定住促進住宅にかかる土地及び建物の取得価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条に規定する 700 万円以上のため、その契約にあたって議会の議決を求めるものでございます。議案の記以下を朗読して提案理由の説明とさせていただきます。

1、財産の種類、土地及び建物。2、財産の所在地、古平郡古平町大字浜町桂の沢 453 番地 3、古平郡古平町大字浜町 674 番地 2、古平郡古平町大字浜町 456 番地 13。3、土地の地目及び面積宅地 1,020.04 平米でございます。4、建物の種類及び面積住宅コンクリートブロック造 314.84 平米、物置コンクリートブロック造 23.49 平米、住宅コンクリートブロック造 89.02 平米。5、取得の方法、随意契約。6、取得価格、9,719,850 円。7、契約の相手方、北海道教育委員会教育長中島 俊明。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので質疑を終わります。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）これから議案第 35 号財産の取得についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第 3 意見書第 1 号

○議長（堀 清君）追加日程第 3、意見案第 1 号 イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書を議題とします。

本案は会議規則第 38 条第 2 項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。が、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、意見案第 1 号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

○議長（堀 清君）これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので質疑を終わります。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）意見案第 1 号、イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第 4 意見書第 2 号

○議長（堀 清君）追加日程第 4、意見案第 2 号 給付する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書を議題とします。本案は会議規則第 38 条第二項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。が、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、意見案第二号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

○議長（堀 清君）これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）はい、無いようですので質疑を終わります。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）意見案第二号給付する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 25 ないし第 30 委員会の継続審査・調査

○議長（堀 清君）日程第 25、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。総務文教常任委員長より会議規則第 74 条の規定により、お手元にお配りしました申出書の通り、閉会中の継続審査調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

○議長（堀 清君）日程第 26、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査調査申出書の件を議題とします。産業建設常任委員長より会議規則第 74 条の規定により、お手元にお配りしました申出書の通り、閉会中の継続審査調査の申し出がございます。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

○議長（堀 清君）日程第 27、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申し出書の件を議題とします。広報編集常任委員長より会議規則第 74 条の規定により、お手元にお

配りしました申出書の通り、閉会中の継続調査の申し出がございます。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（堀 清君）日程第 28、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出書の件を議題とします。議会運営委員長から会議規則第 74 条の規定により、お手元にお配りしました申出書の通り、本会議の会期、日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がございます。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（堀 清君）日程第 29、泊原発 3 号機の再稼働に関わる調査特別委員会の閉会中の継続審査申し出書の件を議題とします。泊原発 3 号機の再稼働に関わる調査特別委員長より、会議規則第 74 条の規定によりお手元にお配りしました申出書の通り、閉会中の継続審査の申し出がございます。お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（堀 清君）日程第 30、非核三原則の堅持と法制化審査特別委員会の閉会中の継続審査申し出書の件を議題とします。非核三原則の堅持と法制化審査特別委員長より会議規則第 74 条の規定によりお手元にお配りしました。申出書の通り、閉会中の継続審査の申し出がございます。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程 31 議員の派遣について

○議長（堀 清君）日程第 31、議員の派遣についてを議題とします。お諮りします。議員の派遣については、お手元にお配りしましたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ございませんか？

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元にお配りしましたとおり、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

○議長（堀 清君）お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。したがって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか？

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

○議長（堀 清君）これで本日の会議を閉じます。

○議長（堀 清君）令和8年第2回古平町議会定例会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午後3時05分

記会議の経過は、書記 の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員